

議 事 日 程 (第 3 号)

平成25年6月20日(木曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君		

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長 時 田 博 機 君 副 町 長 本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長 菅 原 聡 君 企 画 課 長 池 田 与 四 也 君

産業課長	佐藤源市君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	本間康弘君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	富樫博樹君	教育委員長	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	東海林和夫君
農業委員会会長	阿部一彰君	選挙管理委員	嶋中昭二君
代表監査委員	金野周悦君	委員長代理	

☆

出席した事務局職員

局長 小林栄一 次長 佐藤光弥 書記 佐藤利信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(高橋久一君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。
(午前10時)

委員長(高橋久一君) 6月18日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、佐藤選挙管理委員長が所用のため欠席、嶋中選挙管理委員長職務代理が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)であります。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

直ちに補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) おはようございます。それでは、私のほうから補正予算審査についてお聞きをいたしますので、よろしくをお願いいたします。

まず、8ページを開いていただきまして、歳出の企画費であります。この企画費の中に1節の報酬12万円、審議会委員報酬というふうに計上されておりますが、これはこの内容についてお尋ねをしたいのと、それから回数をどれくらい見込んでいるのかお聞きをいたします。

委員長(高橋久一君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) おはようございます。それでは、お答えをいたします。

1節報酬12万円でございますが、きのう提案させていただきました健全な水循環保全条例にかかわりまず、そこで規定をしております水循環保全審議会を組織する予定であります。その報酬でございますが、審議会委員8名を選任したいと考えておりました。7月中に組織化を図り、早速委員会開催につなげていきたいと思っております。年度内に5回を見込んでおります。1回当たりの単価3,000円とさせていただきます。委員の構成につきましては、農業団体あるいは環境保護団体、環境審議会からも入っていただければと考えておりました、あとは学識経験者あるいはさきの条例検討会議のメンバーからもご参画いただければ、継続性のある審議ができるのではないかなと考えておりました。

以上です。

委員長(高橋久一君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) 今説明いただきましたけれども、この審議会には権限があるのかなのか。いわゆる条例案件の中で読ませていただいた限りでは、審議をしていただきますけれども、それについての権限については明記をされておられませんので、その辺の権限はないのかどうなのか。あくまで町が提案したエリアだとかについてどうですかというふうにしてご意見をお聞きをすることが中心で、それ以外のものではないのかどうなのか、その辺お尋ねします。

委員長(高橋久一君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) お答えをいたします。

ほぼ委員のほうから質問の中でお話が出たような役割としてご理解いただければと思いますが。地方自治法に基づく附属機関でございます、町の附属機関。町長の政策判断をするに当たっての意見聴取、調査なり審議をしていただきまして、その結果に基づいていただいたご意見に基づいて、それらを踏まえて町長が最終的な政策判断をするというそれぞれの役割関係があるということで、特に権限があるという性格の審議会ではございません。

以上です。

委員長(高橋久一君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) 今の説明ですと、最終的には意見を聞いて、あとは町長が判断をするというふうなお話がありました。多分そういうことではないかなというふうにして思って、これを読ませていただきました。そこで、少しお聞きをしたいのですけれども、今まで一昨日も1番委員のほうからも岩石採取についていろいろ質問がありました。その中でも答弁をされておりましたが、私のほうからもちょっと再度お尋ねする形になろうかというふうにして思いますので、よろしく願います。まず、全町的に署名運動が各種団体の名を連ねて行われております。それで、この署名運動の内容を見ますと、開発行為は絶対阻止に向け署名活動を展開をし、岩石採取計画の認可権者である山形県に対しての自分たちの思いを伝えたいのだと、こういう署名運動の趣意書となっています。それで、この趣意書の団体名は各種団体、農業団体等さまざまございますが、このほかに生活クラブ生協の連合会の名前も連ねておりますが、私は住民の皆さんのこの思いに対して、町はその思い、不安、願いに対してやっぱり応えなくてはいけないのではないかと。その責任が私は、町にはあるのではないかとというふうにして思いますが、このことについて署名運動は、それはもう自由ですけれども、でもこの思いについてどのように応えていくのかなというふうにして思いますので、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

今さらこの場で申し上げることではないかと思いますが、もちろん町民の思いを受けとめることは、我々行政の役目かと思えます。最大の役目かというふうに考えます。この署名運動を活動に入る前に実は担当者、事務局のほうから役場もこの署名運動に名を連ねるべきではないかという意向を内々に示されたのですが、いや、それは立場が違うというお答えをさせていただきました。この署名運動の最終目標といいますが、究極の目標は、我々行政も共有しております。農業用水の確保、水道水源の保全、そして景観の保全等も含めてということになりましょうか。そして、鳥海山の自然を守り、命の水、住民の生活を守るという、その究極の目的は、今回提案させていただいた条例の趣旨でもあるという点において、署名運動と一にするものだというふうに理解しておりますが、行為の性格、絶対阻止なのだといったところも含めて、我々は法令を遵守する立場でございます。これは、議会の議員の皆様も同じかと思えます。任意の住民運動とは異にしていると、この点で異にしているということを考えます。条例の趣旨等の理解を求めて、今度はこの条例に基づき町民の合意形成を図っていただく、もちろん署名運動の思いを受けとめながらということになっていこうかというふうに思います。いろんな角度から検討を加え、総合判断させていただくことになろうかと思っております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、署名運動大変ありがたいなと。これは、町民の思い、願いをしっかりと全町がそれぞれの組織、力を合わせてやっていただけるというのは、行政にとって非常に援護していただいているなという思いはいたしております。先日農政会の代表から申し入れがありました。JA主体で今組織をつくって、環境の団体をつくっているという形で、県に署名を届ける前に町にも訪問したいという申し出がありました。大いに皆さんの活動をしっかりと町に届け、最終的な願いは同じなわけですから、それは共有しながら頑張っていきましょう。そして、署名運動の中心的な立場の方からも条例の検討委員会のメンバーとして参画をいただいているという経緯がありますので、それらをただやればいいのではなくて、条例つくればそれでいいのではなくて、これからしっかりとそれらをやっぱり規制の条項についても町として整えたわけでございます。18日、実は衆議院はもう既に水循環基本法は成立したと、衆議院通過だそうでございます。参議院にあと回したということで、26日に水循環基本法、今まで供水については規制はあったのですけれども、地下水については全く国として法律持っていなかったというような中で、町が今ちょうど皆さんにお願いしているときに国でも同じような動きがあるということ、大変心強い限りです。ただ、条例が完璧にできたからといっても、後からまた国の法律が追っかけてくるという形も想定されますので、いわゆる固まったものという意識はこれから少しいろいろ変更も、水循環基本法でうたっているところと強調しながらという点については、多少の加えるということは、除くということは余り考えておりません。それらも柔軟に取り入れて、本当に実効性のある水循環を守るのだという意識をしっかりと町民の皆様と運動していきたいと、このように思っています。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員に言います。

ただいまは、予算審査の特別委員会であります。この件、条例に関しては、条例案件、議第55号として

後ほど審議される議題でありますので、補正予算に関する質問をお願いします。

13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) 今のお話でありますけれども、今の委員長のお話は一定理解できます。理解ができるのですが、この条例案件は本会議に諮られるわけです。本会議は、3回しか立てません。この重要な問題を果たして3回で私は審議することはできないのです。だから、補正予算ではありますけれども、補正予算の今の水循環保全審議委員の報酬額が12万円ほど出ておりますので、それとの中身と、それに関係する質疑は、これは認められているでしょう。これまでも認められてきたのです。だから、それを委員長が否定をすることは、今までのやり方を変えなければならないというふうなことにつながるのです。

(「休憩、休憩」の声あり)

委員長(高橋久一君) 暫時休憩します。

(午前10時16分)

休

憩

委員長(高橋久一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時47分)

委員長(高橋久一君) 議会運営委員会が開かれましたので、議会運営委員長より報告お願いいたします。

高橋透委員長。

議会運営委員会委員長(高橋透君) 議会運営委員会を開催し、協議した結果を報告いたします。

条例に関する事項については、議第55号において審議を行うわけですので、補正予算に関する質疑を再開してくださいという結果です。

以上です。

(何事か声あり)

委員長(高橋久一君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) まず最初に、申し上げたいと思いますが、これまでも条例案件が出ていたものであっても、予算、決算あるいは補正の中で関連で質疑をしたことはあるのです。それを今の議会運営委員長のお話ですと、それを否定することにつながります。私は、そこまでやっていいのかなと。その議論を、今何かバツテン出したので、あとこれでやめなさいみたいな話かなと思うのですが。私は.....

(何事か声あり)

13番(伊藤マツ子君) 私は、まず、いや、意見を言わせてもらってから入りますので。私は、こういうやり方は、今回は皆さんの考え方に譲りますけれども、議運の考え方に委ねますけれども、このことについては改めてやっぱり全協などで議論が必要だなというふうにして思います。それで、もう少し全体の認識をきちんとすると。じゃ、関連はどこまで認めるのかも含めてやらなければならないのかなというふうにして思いましたので、今ちょっと意見を私の時間内、もったいないけれども、意見をちょっと述べさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変私としては残念ではありますけれども、これは本当に大事な岩石採取の条例案なので、大変大事なことです。とりあえずは議運の委員長の言

い分といいますか、出された結果に従いますので、まずよろしく申し上げます。

そこで、もう何か怒りが心頭してきて。これ一回終わりますけれども、一言申し上げてこの項は終わりたいと思います。町長は、規制をきちんと整えたというお話が、条例案件の中で整えたというふうなお話がありましたが、私はそのことについても疑問に感じている一人でありますので、その辺は条例案件の質問のときにお聞きをいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に入りますので、時間が大変過ぎてしまいましたので。8ページの電子計算費の工事請負費、その前段に委託料がありますが、委託料のほうは63万5,000円、伝送路維持管理委託料。それから、工事請負費については500万円、伝送路改修工事費がありますが、この内容についてご説明いただきたいと思ひます。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えいたします。

委託料の部分については、光ケーブルの簡易な工事に係ります単金化ということで、一定の基準額、単価を定めた額での修理業務の委託ということで不足が生じておりましたので、ここに計上させていただいております。それから、工事請負費500万円ということですが、これも中身は2つございます。1つは、県道吹浦- 酒田線の歩道設置に伴います電力柱の移設のために、それにかけてありました光ケーブルの移設工事が必要だということで400万円と、それからもう一つは高瀬地区にございます電力柱の老朽化に伴います高瀬幹線光ケーブルの移設の工事100万円ということで、合わせて500万円の工事の補正でございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今ご説明いただきましたが、この光ファイバーの関係の改修工事だという説明がありましたが、これは場所はどこですか。そして、400万円と100万円のお話がありましたが、合わせてどれぐらいの距離になるのか、その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 場所につきましては、県道吹浦- 酒田線の部分については遊佐町と酒田市の境界の部分、今大場建設でしょうか、あそこある場所が今工事がかかっている部分がありますけれども、あそここの部分でございます。それから、電力柱の移転については、下野沢から高瀬の宮下のほうに行く途中の電力柱の老朽化に伴います移設工事という状況になってございます。距離数につきましては、県道のほうにつきましては少々お待ちください、およそ600メートルというようなことで予定をしております。電力柱の老朽化に伴う工事につきまして、ちょっと距離数確認してございませんでした。申しわけございません。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 県道関係についてのいわゆる光ファイバーの移設の工事に関しては、本来であれば現員者負担ではないかなというふうにして思うのですが、その辺のことを県との話し合いでどのようになって町負担に変わっているのか。それから、あわせて高瀬の電力柱の老朽化をしたと。老朽化のために多分電力柱を取りかえるのかなというふうにして受けとめました。そのために光ファイバーもあわせて取りかえざるを得ないというふうなことになるのかなというふうにして思ってお聞きをいたしました。

私は、光ファイバーを町内に取りつけるというお話があったときに、実はそのことを大変心配をした、当時の総務課長は大丈夫かというふうな話をしたことがあるのですが、それがもうこういう状況で出てきているというふうなことで、大変費用がかかるというふうなことではちょっと心配をされますが。そうすると、今のお話を聞いていますと、老朽化の電力柱というのは、これは老朽化ですよというふうにして認めるのは、これは町ではないですよ。この辺の老朽化の電力柱を町としてはどれぐらいあるのか、把握されているのか。そして、これからかかる費用についてどれぐらい費用負担が取られていくのかなということがその辺が大変心配でありますので、その辺のことをどのように検討されているのか、この2点についてお尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 電力柱をこちら側としては利用させていただいている、そこに電力柱に光ケーブルをかけさせていただいているというような立場でございますので、老朽化の判断については当然立っている東北電力さんの判断によらざるを得ないわけで、そこで老朽化の判断がなされたということについては、それに従うというようなことになろうかと思えます。それから、県の道路に歩道が設置されたためにその部分も移設をしなければならないというようなことでは、道路の光ケーブルを通してという状況の中で、県との道路占用許可を申請をして許可をいただいているというような状況でございますから、そこのところについては現員者負担というよりは、こちらのほうで除去やあるいは改築や移転の処分があったときには、これに要する費用については町側のほうで負担をするというような許可条件がございますので、それに従わざるを得ないということでございます。それで、ご心配のありました今後の全体的な経費がどの程度なのかというようなことについては、平成14年に地域イントラが設置をされて以降、いろんなところでそういう老朽化が始まっている部分、線自体の老朽化も実はありますので、そういう事情がありますから、全体的にやっぱり把握する必要があるのではないかということで現在考えてございますが、まだ全容については十分把握していないという状況でございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 先ほどの説明でたしか600メートル、県道のかかわりについては距離は600メートルで400万円だというふうな説明がありましたが、そうすると電力柱の老朽化について100万円だというふうなことになるわけです。ちょっと全く素人なので、こういうことが可能かどうかのかわかりませんが、ちょっとお尋ねをしたいのですが、老朽化あるいは道路の補修、移転等によって光ファイバーも工事として進めなくてはならない。そして、その場合に今まで設置をされてきた光ファイバーはもう使えないのかどうか、それとも今まで活用してきたものをもう一度設置をしてこの金額になっているのかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 設計関係で見えておりますと、新たな線をそこで購入をいたしまして、かけかえるということになります。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そうすると、今までのは使い物にはならないのだろうなというふうにして受けとめましたが、これはちょっと大変だなというふうにして思います。老朽化の関係については、これ

からどのようになっていくかということも心配をされるわけです。道路占用許可を県からいただいているので、これは町が負担をせざるを得ないというふうなお話がありました。そうすると、これから県道であろうが、国道であろうが、いわゆる拡幅工事等が入って電柱の移転などが出てきた場合には、これは全て町負担になりかねないのかなというふうにして思うのですが、そのようにして受けとめてよろしいわけですよ。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 道路占用許可申請を出した段階で、そこが前からもう既に計画があつて、でも今はまだ計画入りませんよとか、最初からもうわかっているというような状況になった場合は、ある程度は補償の対象になる場合もあるようでございます。ただ、そうではなくて、一般的にはやっぱりそういう事情が生じた場合については、町のほうの負担で対応せざるを得ないという状況になろうかと思えます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） これに対しての補助金等は、多分見た限りではないのではないかなというふうにして思っていたのですけれども、そうすると全く独自の町のお金で対応しなければならないということだというふうにして思えます。光ファイバーで心配をされるのは、今のような老朽化だとかあるいは道路拡幅だとか、場合によっては台風等で引きちぎられたあるいは傷がついたというふうなことで活用できなくなった場合等も含めて、心配をせざるを得ないような状況があるだろうなというふうにして思えますので、これはちょっと大変だなというふうにして思いましたので、このことについて何かあれば答弁いただきたいなというふうに思えます。

あわせてといいますか、別な、時間がありませんので、もう既に休憩をとらなければ私の持ち時間は過ぎていてありますが、時間がありませんので、簡単にもう一つお聞きをいたします。

（何事が声あり）

13番（伊藤マツ子君） 11ページに消防費がありますが、消防費の災害対策費の工事請負費の550万円の防災行政無線屋外子局設置工事費、これはどういうものなのか、ちょっとお待ちください……どういふものなのかお尋ねします。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） まず、最初にご質問いただきました、要するに光ケーブル等々に対する経費の考え方ということでございます。高い、安い、いろんな捉え方があろうかと思えますけれども、このような情報化社会ということの中では、やはり一定施設整備というところについては非常に必要な要素になってくるのではないかなというふうな感じがいたします。このネット社会、いろんな功罪、マスコミでも言われておりますけれども、やはり情報というものが非常に大事な時代になっているという時代状況でございますので、一定程度これは町のほうでも整備していく必要が当然あろうかというふうにして思っているところであります。

それから、災害対策費の工事請負費550万円ということでございますけれども、これは防災行政無線の屋外子局の設置工事費の費用でございます。前においでいただいたときに4基分というふうなご説明をたしか申し上げましたけれども、この550万円については1基分ということでございます。既決の部分と合わせて、ことしの当初予算と合わせて4台分というところでございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） これは、4基分ではなくて、今回の補正については1基分だというふうなことで理解いたしました。私も4基分でどうしてこの金額かなと大変ちょっと不思議だったものですから、1基分というふうなことで。そうすると、1基分はどこに取りつけられていくのか。そして、この防災行政無線屋外子局というのを取りつけることによって、取りつけた場所から見た場合にどの程度の効果があるのか。それから、一つは設置をした場所、指定をしたその辺の根拠をお尋ねします。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） ちょっと全般的なお話から入りますけれども、屋外子局、いわゆるサイレントタワーということでございます。これは、昨年度、平成24年度に25年度、今年度やろうと思っていた部分について繰り越しをさせていただいて前倒しというようなことで、24年度予算の中での対応の部分が一つございました。それから、今回当初予算で見ている部分がございまして。そして、今回補正で計上いたしました部分がございまして。内容、トータルでいきますと、デジタル化するものが21基、それから新たに付けるというのは、前倒しでやった分と当初予算の分と今回補正の部分と関連して7つございまして。トータル28の整備を今年度考えているという状況でございます。どこにつけるのかということでございましてけれども、新たに設置をする予定の部分については松山、比子下モ山、丸子、それから楸島、蚕桑、平津、石辻というようなところで7カ所予定を新規として計画をしております。設置するあるいはこの新設の場所の根拠というようなことでございまして、まず一つは津波対策ということがございまして、やはり補充をしてふやして、津波の警報等々に効果あらしめるというようなことが1点ございまして。それからもう一つは、聞き取りにくいというようなことで、これまで要望のいただいております箇所についてつけましようというふうなことで、トータル7つを選定をさせていただいたところでございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） たしか国の考え方が防災行政無線についてはデジタル化にせよと、そういう動きの中でデジタル化の移行に進んでいるのだというふうにして理解をしておりますが、新たな分についての場所については今お話がありました。そして、指定の根拠は一つは聞き取りにくいという場所。それから、もう一つは津波対策だというふうなお話がありましたが、私も津波対策の関係で気になったものですから、あえてこの質問をお聞きをしました。いわゆる新たな分については、松山、比子だとか、そういうところも一つの津波対策の関係であろうというふうにして認識をしておりますが、これから津波対策として現在ついているところもあるわけですが、津波対策として聞き取りにくい場所に設置をしていかななくてはならないのではないかなというふうにして受けとめております。先日NHKのテレビでしたが、あれは「クローズアップ」でしたっけか。日本海は、津波が来る速さが大変速いというふうなことを報道しておりました。ただ、なかなか太平洋側と違っていろいろな資料がないので、難しい面もあるのだけれども、わかっていることは日本海は津波が来るのが速いのだというふうなことが言われておりました。それは、津波が日本海が速いということは前から言われておりますけれども、そういうようなことを考えると、私もここへ早くつけてほしいと、聞こえないというふうな声を実は、津波のことを考えると早く取りつけてほしいというふうな声も実は聞いておるのですけれども、その辺の考え方を、聞き取りにくいことも含めて大事なのですけれども、津波のことを考えた場合にはそちらを優先して対応していくのか、それ

とも総合的な見方で対応していくのか、その辺お尋ねしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） テレビで日本海の津波が速いということは、私じっくりは見ていなかったのですが、その辺は了解をさせていただきます。既にご案内のとおり県のほうで出しました津波、日本海のマグニチュード8.5最大で見て、津波の高さは7メートルから8メートル、そして津波の第1波が到達するのは20分から23分程度というようなことで、県の浸水区域関係の資料にもそういう形で出されているかと思えます。それで、そのためにそういう状況を踏まえて、新たなサイレンタワーをどうするのかというようなお話であったかもしれませんが、一応今年度で今回補正も含めてですが、デジタル化する部分、それから新規に増設をする部分というようなことで、27年度までの計画については今年度で前倒しをして完了したいというような計画で、今回の補正もさせていただいたという状況でございます。デジタル化の中では、鳥崎、漁村センター、それから吹浦、西浜、菅里、高瀬部分のデジタル化も計画をさせていただきます。そういう意味では対応してきているというふうにして思いますけれども、なおさらに不足がないのかどうかという部分についても計画は27年度まで計画つくったものでございますので、漏れはないかと思えますが、なおまた検討といいますか、チェックをしてみたいというふうにして思います。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 私は、ある地域の住民からここは大変危険なところだから、やはり防災行政無線が聞き取りにくいので、ここに何とか設置をしていただけないのかなというふうなお話がありました。私は、ここでどこだとは申しませんが、そういうお話がありました。そう言われて、そう言われて見ると、ここは本当に山がなくて、ここはちょっと大変かなという、逃げるのが大変かなと。情報が早くこういうところにはやはり知らせなくてはいけないのではないかなというふうにして受けとめました。ですので、そういう場所をやっぱり小まめにチェックをしていただいて、そして予算には限りがあるわけですが、やっぱり一つずつ聞き取りにくいところにはつけていただきたいと。つけることによって何も無いときはうるさくて大変だなどという声もあるのですが、でも災害、地震、津波を考えたときには全然聞こえなかったでは済まされない結果になりますので、人の命というふうなことを考えた場合には、ぜひそういう形で進めていただきたいなというふうにして思いますので、よろしく願いいたします。17分残っているのですが、ちょっとここでほかの委員に譲りたいと思いますので、答弁もらえますか、答弁いただいて、私の質疑終了いたします。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） もちろん地震、さらにそれから引き起こされる津波の問題で、それを警報で皆さんにお知らせをするという重要な、重大な役割は当然あるわけですが、今自主防災組織の研修会を開いておりますけれども、まず揺れが来たら、どこでどういう状況なのかを確認する前に、まず逃げてくださいと、こういうお話を申し上げてございます。つまり一人一人の防災意識を高めるということと、さらに実践でそれが動けるといようなことがまず一番最初に来る状況ではないかなというふうにして思っています。なお、サイレンタワーの効果につきましては、いろんな場所でどうなのかというご意見も頂戴する場面が多くあります。そういう場合にもっと効果的なものがないのだろうかということがあわせて、例えば防災ラジオ的なもの、それはもちろん希望者という形にはなろうかと思えますが、そういう効

果のより高い部分がないのだろうかということも先進地を視察をしながら検討している状況でございます。

委員長（高橋久一君）　これで13番、伊藤マツ子委員の質疑を終了いたします。

1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君）　私には番が回ってこないのかなと思っていたのですけれども、幸いなことに回ってきました。感謝申し上げます。

それでは、ただいま伊藤委員からも質問があったところの8ページ、企画費、この審議会委員報酬12万円についてお伺いいたします。この水循環審議会委員を条例に基づいて設立するわけですが、この審議会に対して水循環基本計画、そして2つの指定です、水源保護地域の指定と水循環保全地域の指定をする際、この審議会に意見を町は聞く、町長は聞くということになってはいますが、審議会で協議された意見をどの程度重要視し受けとめられ、この水循環基本条例を制定した後、どのように意見を重要視して取り組まれていこうとしているのか、これは1点だけ町長にお聞きします。

委員長（高橋久一君）　時田町長。

町長（時田博機君）　今の意見ですが、全体的な行政の流れで、私は平成14年4月1日施行の環境基本条例を制定した以降の町の行政は、申しわけないけれども、環境基本条例にのっとった行動は全くしていなかったというような反省があるわけですから、それを生かしたときにはしっかり今制定した条例、当然それについて趣旨は制定しても運用するのは人間ですから、それらについてしっかり意見を求めて、私は常にその意見等については尊重してきたという経緯がこれまでもございます。それは、しっかり審議会と意見としてまとめたものについて、私がそれについて、いや、俺の考えと違うからという形では、公の議論と私の議論とは、それは違うと思うのです。公に議論してきたものについては、尊重していくということがなければ、審議会を開く意味がないということですから、それら冷静に。それから、審議会の委員の皆さんについても法律行為についてしっかりと行為の中でやっていただくということですから、それらについてはそんな飛び抜けたというのですか、法律を逸脱した意見等はなかなか出てきにくいであろうという想定もしていますし、それらについては基本的には尊重するというのを申し上げておきたいと思えます。

委員長（高橋久一君）　1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君）　今町長の答弁にあったように意見を尊重する、尊重しながらこの計画、この条例を進めていくのだ。審議会の意見を真摯に受けとめ、尊重しながら取り組んでいただきたい。もう一つ、この審議会、今までも水循環基本条例検討委員会、岩石採取現場にかかわるところの臂曲岩石採取事業監理委員会、これは基本的には公開となっていますけれども、開催日時、開催場所等、なかなかわかりにくい。わかりにくいからこそ検討委員会にしても、事業監理委員会にしても傍聴者がどの会にしてもゼロ。マスコミの記者は訪れているけれども、関心を持っている人たちが気づきにくい状況で進められてきたのは確かです。今後この審議委員会、そして新たに岩石採取事業監理委員会が設立されるのだと条例でうたわれていますけれども、その委員会、協議会、開催される際は、事前に文書で議会のほうに示していただきたい。これを要望しますが、いかがでしょうか。

委員長（高橋久一君）　時田町長。

町 長（時田博機君） 私は、就任以来、会議は公開にすべし、大いに議論すべし、個々の1対1での議論よりも同じテーブルに大勢の関係者が一堂に会して、そして議論をしていかないと、やっぱり情報も伝わらない、確認がしっかりできていない、そういう形の内々の会議だけはやめるようにという指示をしながら、常に会議は公開をしてきたつもりであります。議会についてこれまでのこのように開きますよという申し入れ等はしてこなかったと思いますけれども、それらについては担当の課長をして答弁をいただきます。

委員長（高橋久一君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

これまでもルールに基づきまして、審議会等の公開を事前にお知らせをして、多くの傍聴者を招くことを期待しながらやってきたつもりではありますが、まだまだ不十分なところがあれば改善をしていきたいと思っております。そもそもまちづくり基本条例の中でうたっております情報の公開、これが基本理念の一つともなっておりますし、またそのもとで審議会等の公開の要項を作成をしております。それに基づきながら、また皆さんにも町民にもなるべく早いうちにお知らせをする形で、皆さんから多くの傍聴をお願いしたいと考えております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） これは、水循環だけではなく、検討委員会、審議委員会、時田町長大好きですので、今まで統廃合の検討委員会、子どもセンターの建設にかかわる検討委員会、運営にかかわる検討委員会、さまざまどんな場所でも検討委員会、審議委員会があつて物事を進めてきている、それが時田町政の特色であると思うけれども、その開催される場所と日時というのがなかなか委員に伝わってこない。回数も多いと思います、多岐にわたることを検討し、審議している会ですから。回数は、多いと思うのですけれども、それを一覧表にしてでも議会には公表してもらいたい。それに全部出るということはできないかもしれないけれども、やっぱり関心のあることには傍聴したいし、そして情報を得たいと思いますので、ぜひ開示するような方向でお願いいたします。次、移らせていただきます。質問ありましたら、では町長。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、委員にお願いしたいのは、議会の皆さんはいつでも役場においでになれば、何がどのような情報があるかは、それぞれの日常活動で幾らでも把握できているはずですし、何もクローズにして、これは議会に伝えないということも一切やっておりません。議会の日常、皆さんの日常活動の中でどうか役場に議会のとき以外もぜひともおいでをいただきたいと。そして、どうぞ、どうぞ、各課回っていろんな議論していただいて、その中でいろんな会議がいっぱい公開していますから、何もクローズしていない。基本的な線は、いつでも私はオープンにしております。それらが届けなさいではなくて、ぜひそれぞれの課がそれぞれの課で会議しているわけで、全てを私が一元管理している状況ではございません。それぞれの課ごとにいろんな町民の皆さん、環境の問題から、それから一番多いのはごみの問題とかでいろんな形で会議は開いているわけです、いろんな役員、町の。その中においでをいただいて情報として把握していただければ大変ありがたいと思います。町としては、これまでは議会の皆さんのためにとい

う形での情報は確かにしてはこなかったと思いますけれども、何も会議を知らせない、それから告知板とかいろんな形の中ではそれぞれオープンにしてきたという思いもありますので、それらについて今後さらなる情報公開、議会の皆さんのためにだけというよりも町民の皆さんに全てに伝えるという行為は、それはしっかり受けとめなければならないと思います。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 情報の公開という意味で、会議を公開するというのは大切なことであります。会議を公開するためには、会議の日時、開催場所というのを公開するのが当然であります。今の町長の答弁からいうと、こちらからは積極的には出さないよ、議員の努力で聞きに来た人には教えるというふうに私はどうも理解してしまったのですけれども、時間ないので、次に移らせていただきます。後ろからは、そのとおりだという温かい励ましの言葉ありますけれども、時間ないので、次に移らせていただきます。

補正予算書の歳入の6ページに書かれているところの県支出金、補助金、民生費補助金、歳出のほうは8ページ、款は民生費、項は社会福祉費、目は社会福祉総務費。これは、私ども地元の吹浦小学校跡地に建設される小規模特養老人ホーム建設に伴う補助金だと思います。一つは、1億1,600万円。一つは、1,740万円。これは、整備床数29に対する400万円と60万円の補助金です。これはわかりました。しかし、昨日議会のほうに小規模特別養護老人ホームの設計図面が提示されました。この吹浦小学校跡地への小規模特別養護老人ホーム建設は、地域の要望もあり進められ、昨年の今ごろだったと思うのですが、A案、B案、C案が示され、パブリックコメントが実施され、C案がよろしいのではないかという結論が出たのも確かであります。しかし、設計図面が示された住民説明会では、C案とはどうも違うのではないか。昨年実施した検討説明会での検討結果をいかに受けとめた上での設計図面なのだという意見が住民の間からありました。また、変更があるような場合は、事前に説明があるべきではないかという意見もあつたわけです。この点に関して町は、いかにお考えか答弁願います。

委員長（高橋久一君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） お答えをいたします。

昨年までこの部分については、企画課を中心にいたしまして、町有地の関係で総務課のほうも一緒になりながら進めてきたという経緯がございますので、私のほうから基本的なことをお話をさせていただきたいというふうに思います。町の基本的な姿勢といたしまして、ご案内のとおり旧吹浦小学校跡地の利用も含めて、稲川の学校跡地の利用も含めて町民の皆さん、それから地元の皆さんのご意見をしっかりといただきながら受けとめて整備を進めたいというのが基本でございます。こういった中でA、B、C案を地区に提示した段階におきましても、それ以前にまずは地元の考え方を伺う、吹浦地区での意見交換をお願いをしたという経過がございます。その結果を受けてA、B、C案を提示させていただいたと。おおむね地域の希望といいますか、お考えとしては福祉施設が欲しいねということが1点。2点目が災害時の避難機能を有する広場であってほしいねということが2点目。もう一つがあの桜の木は残してほしいのだよという、この3つが大きな視点であつたというふうに理解してございます。その後これらを受けまして、A、B、Cの案を仮に作成をさせていただいて、議会のほうにもご提示をさせていただいた上で、パブリックコメントを昨年の8月24日から9月18日、取りまとめをさせていただきました。その結果、26件のご意見をいただいております。そして、希望する計画案としてはC案17件、その他9件という結果でございま

したし、これについて道路の新設とか公園の部分のこととか福祉施設についても多岐にわたって意見をいただいておりますので、その部分についてはさきに議会のほうでもご説明をさせていただきましたので、略させていただきたいというふうに思いますけれども、その結果を受けて旧吹浦小学校跡地の利用計画の方向性を町として定めたというところでございます。いわゆるC案を採用するのだということ、それからあそこの排水のあり方、これをきちんとすること、既存の道路の拡幅改良、それから西側の道路の新設、こういった方針を定めながら進めてまいりました。C案をご提示をさせていただいてご意見をいただいた後につきましては、具体的にやはりよりよい施設を建設していくという視点の中で、その後の経過についてはまちづくり協会のほうで主体となりながら、事業者の方とさまざまな意見交換をされたというふうに情報をいただいております。今回ご提示させていただいた図面については、ご意見を受けとめながら検討した結果の最終的な姿だと受けとめてございます。そういったことで吹浦地区の願いである福祉施設でございます、町民の利用にも期待される施設でございますので、それらに期待される施設として整備されるということを願っておるものでございますが、経過としてはそのような形で検討をされ、提示されたというふうに理解してございます。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） その件に関しては、いわゆる吹浦まちづくり協議会の吹浦跡地の再利用、そして小規模特別養護老人ホームを設置するに当たり、遊佐厚生会との協議がなされた上で、今の設計に至ったというのがわかりました。しかし、昨年提示されたC案では、拡幅されるというか、新設される道路の北側にも駐車場が設けられていたこともあって、C案では駐車スペースが66台だったのです。きのう提示された駐車スペースとして指定されているのは、31台なわけです。ほかにはあいているスペースはあるのだけれども、駐車スペースとして指定されているのは31台。町長は、あそこの小規模特別養護老人ホームが開設されると、職員を含めて雇用が30人以上は発生するのだと。施設ですから、交代制ということもある。しかし、30人の雇用が発生するところに駐車場スペースが31台、そのほかに来館者や家族の人が訪れる場合もある。そして、できるならば隣に南側に予定されている地区公園、地区公園に車で遊びに来た親子連れの車も、本来はパブリックコメントではとまれるような駐車スペースであっていただきたいというような意見なのです。しかし、31台の駐車スペースで対応し切れるのか、これは担当課長にお聞きしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えします。

C案の段階での駐車場の問題でございますけれども、その時点では確かに66台分のスペースが確保されて、予定としてはあったようでございます。これにつきましては、途中のパブリックコメント等によりまして、C案の段階では道路が曲線であったと。この部分については、やっぱり直線のほうがいいのではないかというような意見がございました。それに基づきまして道路の設計を昨日お渡ししましたように形になったものだと思います。と同時に敷地の内容に建てます施設そのものの面積がC案の段階での1,700平米から1,866平米という面積的にも166平米ほどふえておりまして、その部分もバランス的に北側のほうに寄ったという形で配置をなしたというようなことを聞いております。したがって、駐車場31台分の部分しか確保がならなかったのではないかというふうに思っております。それで、ご質問の全て間に合うかという

ことをごさいますけれども、厚生会のほうにも少し問い合わせをいたしました。につきましては、31台については認識しておりますと。ただ、その分については入所者全員分がそこに一緒に利用するという事でもないので、そこら辺で回転ができるのではないかなというお話はございましたけれども、ご指摘のように満杯ということで、職員が30人、入居者30人分が全て来れば当然足りないということはありませんので、その認識をいたしておることの答弁としかできませんので、よろしくをお願いします。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） わかりました。ぜひ利用しやすい施設であるためには、車の置き場所もないような施設では利用しやすいとは言えない。そして、この施設はショートステイ、29床も予定される施設です。

（「10床」の声あり）

1番（筒井義昭君） 10床も予定されている施設です。そうすると、やはり車の台数というのがふえるという可能性があるのですが、ぜひ利用しやすいような状況で対処していただきたいと思います。これは、遊佐厚生会で進める事業なので、健康福祉課長にお尋ねするのも大変気の毒なことだとは思っていましたが、やはりあの図面を見てそのように感じましたので、お伺いいたしました。

次に、A、B、C案のいわゆる小学校跡地利用、施設のほうはわかりました。これ所管になるのかもしれないのですが、南側の地区公園として図面が昨年示されたのには、月山があつて遊具があつてグラウンドゴルフ場、つまり8ホール1コースというのが図面では描かれておりました。これを地区公園のこれからの進め方、これについては所管であります、関連でありますので、いわゆる小学校跡地利用という意味で関連でありますので、町長のこれからの地区公園の建設のあり方、整備のあり方についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） これについては、所管の課長に答えさせるというわけにいかないでしょうから、私のほうから答え……福祉課の。実は、当初公園という位置づけを出しましたけれども、私は吹浦地区のPTAの皆さんが学校の外構整備にお願いに来たときにPTA会長にこういうことを申し上げていました。当面の間は、広場的な位置づけとしてやっていただけてませんか。地域でやっぱり小学校で運動会するとき車置くとこないわけでしょうと。そして、それらもやっぱり駐車場的にも使える、広場として活用お願ひできませんかねという申し入れはさせて、いいでしょうねという形は了解をいただいていた、地区のその当時のPTAの役員の方ですけども。それらについて都市公園とすれば、いろんな条例等の設置が必要だと思っています。いろんな公園を設置するとすれば、公園としての設置条例が町として整えなければならないでしょうけれども、まだ将来の構想という形の中での位置づけでありますし、振興計画にもそれらについてはまだのってありません。それらについてはやっぱり地元の意見を伺いながらで、そしてどのような公園がいいのか、とりあえずというのですか、私は工事のときにはこの場所は、工事現場とか資材の置き場所としての利用もそれは想定しなければならないと思っています。その後の経緯について施設はできました、ではすぐ隣はどうですかという形よりも、維持管理する場合の何とか公園というまだ設置条例、それらは振興計画のないままに私がどのようにしますという形は、地域の声の皆さんの要望も届けられるということでしょうから、それらについてまず謙虚に伺ってまいりたいと思っています。こうしますということは、まだ結論的なものは想定はしてありません。ただ、広場として当面の間活用をお

願いできればありがたいなと。なぜならば先ほど申しました公園に来るにしても駐車場も何もないようなまだ場所です。車でもしも来てても使えないというような状況もあると思いますので、それらについては桜は守りなさいよという、これは皆さんの地区の要望です。桜の周辺には、しっかりと入らないような何かガードするものもそれは当然設置をしていかなければならないでしょう。また、余りにも日当たりがよ過ぎて、多分あずまや等とかの要望が近い将来出てくるのかなという想定はしていますけれども、具体的には今年度はまず外構、町としては排水の面とか道路の面、それらしっかりとやっていこうと。そして、遊佐厚生会の皆さんからは本当に地域の声、そして町の声を受けとめていただいて、待機者解消につながるすばらしい施設、そして雇用にもつながる、そして地元交流にもつなげられる、6億円近くの金額を投資していただいて事業を進めていただけるわけですから、大変ありがたいと思っています。できればもっともっと広くお貸しして、筒井委員おっしゃった駐車場もそれらと一緒に、公園に来た人にも使える駐車場も設定できれば、それはそれでよろしかったのでしょうかけれども、地元の皆さんから見れば公園はなるべく狭めないでほしいというような声もあったやに伺っておりますので、それらをなかなか両方の自由にいいものをつくって下さいよという反面、地域の声も聞かなければならないということの中での決定であるということ。そして、議会の皆さんから昨日の委員会でご頑張ってくださいよという声もいただいていると思いますので、それらについては事業主体はあくまでも厚生会ですので、厚生会からは限られた敷地の中でいい施設をしっかりと整えていただきたいと、このように思っています。

以上です。

委員長（高橋久一君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

基本的には、ただいま町長が申し上げたとおりでございますが、パブリックコメントをした際のいただいた意見を二、三紹介をさせていただきたいと思っております。あずまややベンチなどを設置してもらいたい。トイレ、水飲み場を設置してもらいたい。駐車場をつくってもらいたいという、こういうおおむねのご意見がございました。パブリックコメントのときには、地区公園と仮にそういう表記をさせていただきましたが、少し公園という言葉がひとり歩きしているかなという感じがございます。公園がいいのか、広場がいいのかというようなことで今庁内でも検討をしているところでございまして、その時点でパブリックコメントを終えた時点で、町ではこういう整理の仕方をさせていただいております。公園敷地を福祉施設敷地と一体的に使用することにより、地域住民及び福祉施設との効率的な活用ができるということでございます。この考え方をベースにして、今後なるべく早いうちに計画にのせていくべき課題かなと思っております。一案として例えばなのですが、施設内広場という考え方も、例えばですけれども、とっております。しばらくの間といいますか、暫定的にはあのせつかくのスペースを多様なといいますか、多機能な扱い方をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） そうです。あそここの場所は、防災拠点としてもいいのではないかと。そして、特別養護老人ホームという、老人ホームという機能自体が煮炊きもできる、ある程度の広いスペースもある。そうすると、あそこに月山とか遊具とかごちゃごちゃしたものを置くと、利用の仕方が限られてくる。だ

からって、どちらかという、どんな場合でも使えるような、芝生は張らなければいけないのだと思うのですけれども、やっぱり多機能に使える、そして最悪の場合は防災拠点として使えるというのがやっぱり理想なのかなと思います。時間がないので、次移らせていただきます。

ページとか款も本当は説明したいのですけれども、これも時間がないので、省かせていただきます。稲川のまちづくりセンターの設計委託料と吹浦の防災センターの設計委託料、これはワークショップなども含めた上で、やっぱり大きい増額補正がなされております。稲川の場合ですと500万円ですか。吹浦の場合ですと1,200万円。これというのは、当初予算よりも基本設計、実施設計に至るまでの費用というのが当初予算よりもこれだけかかるよという増額分だと思います。なぜこれだけの金額が増額したのか。当初の見込みと設計に入ってから状況がどれだけ違ったからこれだけの増額分になったのか、ご説明願います。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） ご存じのとおり稲川のまちづくりセンターと、それから吹浦地区防災センターの設計に関しては、昨年度プロポーザルという形で力のある、実績のある業者をこちらのほうで指名をいたしまして、その業者からアイデアあるいは技術的な提案をいただいて、公開もしながら業者選定を行ってきたと、こういう状況でございます。プロポーザルでそういう形で設計業者を選定をさせていただいた後に、こちら側としては選定業者と設計に係る経費の相談を、価格の協議をさせていただくということで、協議をさせていただいて随契をしていくと、こういう段取りになってくるわけです。その際に業者側としては、一定の基準というもので設計価格、委託料といいますが、それを積算してくるわけですが、その基準となるのが国交省告示16号という、いわゆる国の基準ということで額を提示してくるわけです。今回の場合、吹浦地区防災センターの設計の部分については、その基準で計算をしますと3,000万円を超える額になってしまうということです。なかなか国交省基準のままでは、こちらのほうの予算措置もかなりの開きがあるということの中で、再度また協議をさせていただくということの中で、設計屋さんの企業努力がどこまでお願いできるのかという価格交渉をさせていただくと。一定の基準は、いろんな各課で設計の委託料の基準、パーセンテージ、いわゆる事業費に対する設計価格のパーセンテージって、ちょっとばらつきあるのですけれども、3.5%から5%ぐらいのレベルでこれまでの実績としては動いてきた経過がございます。国交省基準でいきますと事業費でいきますと8%ぐらいまではね上がるということの中で、今回吹浦地区の防災センターの設計価格の水準を決めるといったときには、おおむね4億円程度の5%の線を出させていただいて協議をさせていただいたと、こういうことで一定の先方の内諾といいますが、ご了解もいただきながら、額の決定を見ていきたいと、こういう段取りで進んできたところでございます。予算要求ちょっと低くて、これまでのいろんなプロポーザルの実績で予算要求を1,440万円ということにさせていただきました。これかなり低いパーセンテージの予算要求をしてしまったということがありまして、予算と今回補正との開きが随分出てしまったという事情がございます。さらに、見ていなかった測量調査費が260万円、それから地質調査の必要性がありまして、3カ所の170万円というようなことが上乗せになってしまったというようなことで、これまで見ていなかった部分もここに含んでおりまして、基本設計と実施設計、ワークショップも含めてですが、2,200万円ぐらいの線で設計業者さんと何とかお願いをしたいという協議をしていきたいと、こういう状況でございます。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1 番(筒井義昭君) これ、この差額というのは、設計委託料に関する町の考えと今回は大手ですので、稲川にしても吹浦にしても、いわゆる酒田、飽海管内の設計業者ではないわけですよ。大きい業者です。そうすると、大きい業者だから国の基準ぐらいは払ってちょうだいよと言ったのだと思うのです。ところが、遊佐町の当初の場合だと、いわゆる酒田、飽海地区の設計業者に委託するのだったら、このぐらいのパーセンテージで済んでいたのだというのが予算の概算のもとになったのだと思うのです。そうすると、今までの地元の設計業者というのは低い設計のパーセンテージというか、いわゆる3.5から5%、国の基準でいうと8%。しかし、地元の設計業者はやっぱり今まで低い設計委託料で仕事をしてきたのではないかなと思う。設計業者がやっぱり泣いてきた。今回大手にお願いしたら、そんなの今の世の中、話が通じませんよということになって見直しが図れた。子どもセンターなんかの設計委託料というのは、何%だったのですか。

委員長(高橋久一君) 1番、筒井義昭委員の答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。
(午前11時59分)

休 憩

委員長(高橋久一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時)

委員長(高橋久一君) 1番、筒井義昭委員への答弁を保留しておりましたので、答弁いたさせます。
本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) 遊佐町子どもセンター(仮称)の設計委託料でございますけれども、基本、実施、管理も含めて4.7%でございます。

委員長(高橋久一君) 1番、筒井義昭委員。

1 番(筒井義昭君) 管理も含めてという話でありました。そうすると、今の稲川まちづくりセンターと吹浦防災センターの設計委託料、これ基本設計と実施設計の委託料になると思うのですけれども、これには管理委託料というのは5%の中に、5%まで抑えていただいたという中に入っているのでしょうか、ないのでしょうか。

委員長(高橋久一君) 菅原総務課長。

総務課長(菅原 聡君) お答えいたします。

5%ということではなくて、5%を基準として交渉をさせていただいて今回の補正にさせていただきましたので、パーセントからいくともう少し上のレベルまでいくと思いますが、管理料は含まれておりません。

委員長(高橋久一君) 1番、筒井義昭委員。

1 番(筒井義昭君) これ子どもセンターの設計委託を受けたのは、遊佐町内の設計業者であります。遊佐町内の設計業者に関しては、設計委託料と管理委託料を含めた上で4.7%。今回の吹浦の防災センターと稲川のまちづくりセンター、大きい会社である程度の主張もされたものだからと5%を超える、限りなく6%に近い数字になっていると思うのです。そうすると、確かにこれ支出の削減というのは重要ですけ

れども、やっぱり涙に染まったような一万円札の削減ではまずいのだと思う。地元業者、酒田、飽海地区の設計委託を行うときに、やはり国の基準の8%まで上げろとは言いませんけれども、やはり5%以上の設計委託料を設定することによって、設計業者は助かる、涙を流さなくてもいい状況になるのではないかと思いますけれども、そこら辺今後どのように改善していくのか、答弁願います。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） プロポーザルによります設計業者の選定の場合、提案をいただく内容あるいは仕様書といいますか、そういうもので、ある程度作業が進んできて、そこから基本設計に入ってくださいよということで、最初の提案をいただく内容によっても随分後の作業の割合がちょっと違ってくる場合がございますけれども、今申し上げられた中身については、今回の補正をさせていただき審議の中でもやっぱり担当の部分では課題があるというふうにして認識をしてございます。おっしゃるとおり国の基準だけでいきますと、かなりの額が必要になってくるということもございしますが、それぞれの建物の複雑さ、それから構造も含めてですけれども、基準あるいは数値的なもの、それからこれまでの実例、そのものをいろいろ実証、実績をまず見て、適切に一定の考え方の整理をする必要があるのではないかと、こういう問題認識でございまして。今後その部分は、課題として考えてございます。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） ぜひそれ大きなこれからの課題だと思いますので、善処に向けて検討していただくことをお願い申し上げます。

次に移らせていただきます。吹浦防災センターの設計の案では、北側に道路があるわけです。道路に面して3階建てのセンターが建設されるようですが、センター周辺の住宅への日照権の問題が生じている可能性もございまして。審査委員会では、この問題が提示され、指定設計業者は日照権の影響はあるかもしれないが、ないかもしれない、調査してみるというまことにわかりやすい答弁であったと記憶しています。周辺に住宅が密集しており、あそこの限られた場所に吹浦防災センターを建設するとすると、この問題というのは生じるのだと思いますけれども、この日照権をいかにお考えか答弁願います。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 多分今お話のありました審査会は、昨年度に実施された中身のものかと思えますけれども、実は議事録等々も確認したのですが、その返答といいますか、設計業者さんのご返事についてはちょっと確認できなかったのですが、委員おっしゃるとおりの趣旨でのご返事だったのか、ちょっと確認できなかったのですが、担当の部分に確認をさせられた段階では、日照権の部分は問題ないのではないかという設計業者さんのお話ではなかったかという話でございました。その理由は、北側に道路があるということの中で、ある程度の距離が保たれるのではないかとということがあって、その日照権の問題は生じないのではないかと解釈をしてございました。しかしながら、今委員おっしゃるとおりのお話であれば、それはまた確認をする必要がございまして、6月の29日ですが、第1回目のワークショップ、地域全体に公開といいますか、皆さんから入っていただけるワークショップの予定もしてございますので、その段階でも確認できるのかなというふうにして思っております。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） これ昨年の審査会ではないと思います。ことしになってからです。本宮副町長も

いらっしゃったときだったと思います。住民からの意見は、出してはいけないという審査会でした。そして、プロポーザルを含めてずっと検討をなされてきたところの検討委員の方からのそういうふうな発言があったのだと思います。プロポーザルによる設計業者が確定するときの検討委員会というか、審査会ですので、確かにそのような意見が出されたのではなかったかなと思っております。後日調べてご連絡願います。

最後です。最後に、スクラップ・アンド・ビルドについて。今回は、スクラップ、解体費についてお尋ねしたい。稲川まちづくりセンター、吹浦防災センターの建設に伴う現稲川まちづくりセンターと吹浦まちづくりセンターの解体費の財源は、どのように確保するのかお聞かせ願いたいと思います。小学校解体費ほどはかからないまでも、かなりの支出になるのではないかなと思いますので、お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） このたびのまちづくりセンター、吹浦地区については防災センターということでございますが、社会資本総合整備交付金の対象事業ということになってございますので、一定の補助が受けられるとともに、残の部分については過疎債対応ということになろうかと思っております。なお、国のほうでは一般質問の中にもいただきましたけれども、公共施設の維持管理のあり方についての質問もいただきましたけれども、先般国のほうでは解体費用について地方債を適用させるというような新聞報道がたしか月曜日でしたか、出ておりました。今後の推移を見たいと思っておりますが、そういうことでこれからの対応をしていきたいと思っております。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これまでですと、建設費に関しては交付税も入ってくる。そして、地方債、俗に言う町債を発行することもできる、過疎債を発行することもできるけれども、解体に関しては認められていなかったのだと思います。今総務課長おっしゃったとおり、きのうの山新に載っていました。解体費も施設解体、借金認める。つまり町債を発行して解体費に充当することができる。これは、2014年度から執行してもいいのではないかなというような見解が示されておりますので。遊佐町の場合、小学校あたりだと建てるのは建てたけれども、解体するのは4年後、5年後という状況があった。その大きな問題というのが解体費に交付金も町債も使えないというネックがあったから、財源確保が難しかったのだと思いますけれども、きのうの新聞のように解体費にも借金ができるのだということを含めると、ちょうどタイムリーなのではないかなと。解体するのは27年度になるわけですが、来年建設するのですから。入ってくるのだったらいいのですけれども、そういうふうな財源確保もしっかりとお願いしたいということ、財源確保されているみたいですが、こういうふうな条件緩和も生じているのだということ認識された上で、この事業を進めていただきたいと思っております。

私の補正予算質問は、これで終了させていただきます。

委員長（高橋久一君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） ただいまご意見をいただいたとおり、さまざまな制度も多分各自治体のほうで抱えている問題が、そういう事情があるということの中で検討が始まったということかと思っております。そういうことも踏まえて財源確保に努めてまいりたいと思っております。

委員長（高橋久一君） これで1番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

12番、那須良太委員。

12番(那須良太君) 私からは、総務のほうのお聞きする事業が余りなくて、今まで聞かれたので、もう残りのほう、2つほど質問します。児童福祉施設費委託料76万5,000円、育児支援家庭訪問事業委託とありますが、この内容についてちょっとご説明をお願いいたします。

委員長(高橋久一君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答えいたします。

これにつきましては、いわゆるエンゼルヘルパーの委託料でございます。昨年から引き続きましての当初4カ月間、今年度4カ月間の部分の予算でありましたが、実はここで対象者1人転出ということになりましたが、その後もう一人これから12カ月分が対応なるということで、その分の差額として76万5,000円の補正をお願いしているところでございます。

委員長(高橋久一君) 12番、那須良太委員。

12番(那須良太君) 子供支援ということですが、条件としてこれ対象になる子供さんは、どのような家庭条件とかいろいろあるかと思いますが、どのような子供さんがこれ対象になるのか、その辺お聞きいたします。

委員長(高橋久一君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答えいたします。

対象になる子供さんというのは、出産後1年以内の乳児を持つ家庭でありまして、その家庭の中で家事や育児の支援をこちらからするというところでございます。1年、12カ月以内の幼児をお持ちの家庭ということでございます。

委員長(高橋久一君) 12番、那須良太委員。

12番(那須良太君) 結局生まれてから1年以内ぐらいということは、まだやはり子供そのものも歩くか歩かないか、一番危険な状態の子供さんだと思います。それを両親が仕事の都合とか何かで面倒を見ることができないと、そういうことで支援をしていただけないかという、支援する方の報酬とか1日何時間ぐらいこれ支援しているのか、その辺もお尋ねいたします。

委員長(高橋久一君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答えを申し上げます。

ヘルパーさんへの支払いにつきましては、1日3時間以内で月20日以内という、1時間当たりの単価1,500円でお支払いしております。なお、逆に利用された家庭からは、同じ時間帯の中で300円の実費徴収ということになっております。

委員長(高橋久一君) 12番、那須良太委員。

12番(那須良太君) これからはそういう子供さんが、そういう子供さんではなくて家庭がふえる可能性は十分あると思いますので、どうぞ今後ともこの支援は大変私はすばらしい支援だなと思っています。当然要望される家庭からは、だめということ、省かれることのないように支援していただきたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。この項は、これで終わります。

その次に、10ページの観光委託料25万1,000円というのがあります。登山道刈り払い委託料です。この件についてちょっとお尋ねしますが、今鳥海山は山形県ではナンバーワンの登山客がいるということで、

この間まで説明がございました。遊佐町で鳥海登山道、遊佐町の中での登山道は、今現在遊佐町で認定ということではないのですが、する道路は何道路ありますでしょうか、お尋ねします。

委員長（高橋久一君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

上から順に申し上げますと、大平、それから長坂、二ノ滝、万助……何か皆さんからお声がかかるのですけれども、滝の小屋の湯ノ台です。5つになります。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 25万1,000円ですので、この5本の登山道は私は最初から無理だと思っていますが、25万1,000円はどこどこの刈り払いの賃金でしょうか。

委員長（高橋久一君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

まず最初に、25万1,000円の内訳を申し上げます。ここの説明にある登山道刈り払い委託料に関しましては、13万1,000円でございます。残りの12万円につきましては、西浜避難通路除砂測量委託料でございます。13万1,000円で新たな事業に取り組みます。これまでも県の委託を受けて町が登山道の刈り払い事業に当たってきました。これ町が各団体、森林組合であったり猟友会であったりガイド協会であったり、ほか集落、広野集落もございまして。そういった団体に登山道ごとに刈り払いの委託をしていたものに加えて、今回県の事業に基づきましてボランティアで登山をしていただきながら、トレッキング、登山を楽しみながらということになりますか、登山道の刈り払いを行っていただくとういうものでございます。実費、参加費を出して参加していただくということでもございまして、全県下で一括県で募集を全国に行いまして、その受け入れの、その受け入れというか、応募の状況に応じて町に、各自治体に応募者の割り振りがなされて、町の取り組みのイメージとしましては、現在各団体をお願いしている刈り払いの事業に参加してもらう形で、共同の作業をしてもらうというイメージを持って今現在進めようとしておるところでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 実は、今岩石採取やっている吉出山から登っていく登山道ですが、あれは万助小屋です。実は、私この間2年ぶりか3年ぶりで孫のことをだまして、あるところまでタケノコをとりに行ってきました。多分1週間おくれたからもう伸びているだろうと思って行ってきたのですが、ちょうど学林のあたり、あの辺に道路にもこんな木がもう2本だか3本倒れて道を塞いでおりました。だから、私はやっぱり鉾立から行く観光は、登山者にそういう道路を、あそこは飲み水がずっとあると思うのです、山のほうに行くにつれて。そういう道路を希望する人もいると思うのですが、まずこんな大きいやつが横で塞いでおりますので、ああいうのはやっぱり取り払っていただければなと思っていました。それは、どういう木かということ、松の松枯れ、それからブナでしたっけか、ナラ枯れも1本だかありました。そんな大きな木ですので。だから、あれ台風で枯れてきて横倒れたのだと思いますが、やはりあれもう切って、そのところだけ切つてのければ、全体を動かすのは大変なのです。それでもいいと思うのですが、あれはやっぱり一応確認していただいて、やっぱり登山者がそれをまたいで、ギックリ腰になったとか結構大きい

木でしたので、それ取り除いていただきたいと思います。そういうことで、まずこれからもいろいろと人を誘致するにはいろんな観光だとか一生懸命やりますが、遊佐町でやっぱりちょっとおくれてきているのは、そのケアの面だと思います。やっぱりいろんな面で登山するのであれば、やっぱりいろんなどうぞ安心して行ける道ですよということで案内できるような。それから、登山の表示を何もほとんど万助小屋のほうは渡戸のあたりまで私行っているのですが、もうほとんど見当たらないようですので、その辺もやっぱりこれからそんなにお金かけなくてもいいと思うのです。だから、丸太を半分にしたのに書いてもらって、そういうのを立ててもいいし、ほとんど見えなかったと思います。だから、その辺やっぱりこれからひとつやっていただければありがたいと思います。

それからもう一つ、今堀委員からちょっと聞いておったのですが、観光費のほうで250万円の飛び砂、これ駐車場です、西浜の。それ毎年のようにこれかかるのだらうと思いますが、実は、いや、この砂をどこにやっているのと言ったら、今どこかさ持って行って悪いということでしたが、私持っていているのであれば、洗い砂すれば建設資材にも使えるのだし、そういう感じでおったのです。そんなことを言ったら、いや、それは持っていくことできないので、またどこかその地域にということのようですが、飛んできた砂をそこに戻せば、また飛ぶんだと、これ繰り返しやっている、一般に考えればそのようになるわけです。それは、吹浦も同じですが、象潟の海水浴場もかなりの砂で結構大がかりな砂を片づけております。その辺これどんなものかなと。また近くにやったらまた上がってくる、これが県のをを使うためにやっているのかなというような、ちょっと私方から見ると理解できない面がありますので、その辺ちょっとお尋ねしてお聞かせください。

委員長（高橋久一君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

250万円もこの説明にありますとおり海浜駐車場飛砂除去等工事と書いてあるとおり、2つの項目で成り立っております、ご案内の西浜駐車場の飛び砂除砂工事につきまして150万円の増額の補正を今回お願いするものでございまして、お話にありましたとおり区域外への持ち出しというものが禁止されておりますので、浜のほうに毎年寄せるといった形の工事とございまして、イタチごっこという表現が適切なのかどうか、なかなかその辺が自然相手で抜本解決に至らず、毎年繰り返しの事業を行っているというところとございまして、今年度はその飛び砂が特に通路あたりに非常に多うございまして、今回このような形で150万円の増額をお願いしたところでございます。

先ほどの1点目の登山道の標柱の整備やら倒木の処理等につきまして、これまでも先ほどご紹介、例を申し上げました団体、森林組合さん初め、任意の団体にどちらかといえば軽微の撤去なり整備、それから看板の点検も含めてお願いをしてきたのですが、経費との見合いの関係もありまして、なるべくコストのかけない形で、そういった団体とうまく連携をとりながら、我々も常時山に登るというわけにもいかないものですから、なるべく低コストで、また団体の皆さんからできる限りのボランティアということも含めてご協力いただける形で連携をとってやっていければいいかなと思っております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 私は、今宮城県、3.11の震災で今大変資材が高騰していますので、イタチごっこ

をやっているのだったら、洗い砂して使えば大変これいいのかなというような、そんな感じで質問しました。これからは、やはりそういう国のものは戻すということはいいいのですが、やはり結構洗い砂するといいいのだそうです。ただ、そのまま使うと鉄筋が腐ると、塩分があるのでということですが。そういうことで今資材が高騰していますので、使えればということで感じて質問しました。

これで終わります。ありがとうございました。

委員長（高橋久一君） これ以て12番、那須良太委員の質疑を終了いたします。

4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 私も少し質疑したいと思ひます。健康福祉課のほうに質疑いたします。

第5号議案の歳入の部、6ページになります。14款県支出金、2項県補助金、1総務費県補助金の140万4,000円、山形県市町村総合交付金入っております。そして、支出のほうも同じ額出しております。この内容をお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

これにつきましては、遊佐町にありますシルバー人材センターが一般社団法人遊佐町シルバー人材センターと名称が変わりました。これ以て一般社団法人になつたことにより、県総合交付金でのシルバー人材センター補助が新規に該当になつたものでござひます。1市町村当たり140万4,000円が交付されるものでござひまして、これが町に歳入として入りまして、支出につきましては現在シルバー人材センターのほうに当初予算30万円ありますけれども、それをプラスした形で助成していくというものでござひます。

委員長（高橋久一君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 先月シルバー人材センターのほうに私行ってまいりました。前と違つて事務所の配置も変わつておりまして、人材もふえておりました。そして、仕事の内容、それから環境のほうももう変わつてすつきりしたような感じで、みんな明るく生き生きとしておりました。これも県のほうから補助金があつたからかなと思つておりました。10年前までは、たしか町では80万円ほど補助金を上げておつたかなと記憶しておりましたけれども、その後50万円、そして25年度は当初予算30万円ということで、私も大変これであうんと思つて心配しておりました。町のシルバー人材センターのほうに聞いてみたら、今のところ220人の登録人数がいて、1人1年間2,000円の登録料だと言つておりました。この前の新聞に2013年度の高齢者社会白書によると、65歳以上も働くことを希望しており、70歳からでは21.3%、80歳までが4.5%、合わせて65歳以上も働きたいと答えた高齢者が半分以上、50.9%もいるという結果でした。ちなみに、町の高齢者は60歳以上、6,674人、42.8%、65歳以上は5,104人、32.7%、このようになっております。働きたい要因としては、自分自身の健康を維持するということもあろうかと思ひますけれども、今後年金支給年齢が引き上げられる、それから消費税も上げられるということで、今後の生活に大変不安があつて、働けるうちに働きたいなというのが大半かなと思つておりましたけれども、遊佐の高齢者の皆さんはどういう気持ちでいるのかな、課長さんあたりどう考へているのかな、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 高齢といひながらも、まず年齢を重ねましても自分で仕事をしていきたい

という気持ちは当然皆さんお持ちだと思いますし、そのようなことで元気で働いてもらえればというようなことを思っております。なお、シルバー人材センターに関しましては、現在私のほうでも確認しておりますところは220名ということでございましたけれども、216名で種々の活動を行っていただいております。同センターにつきましては、そういう活動がたくさんあるということで、一定の事業収入もあり、自立した組織で活動していただいているということでございますので、センターのほうを利用した形で高齢者のほうも頑張っていただければと思います。

委員長（高橋久一君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 今後ますますシルバー人材センターの事業が注目されることと思います。一番肝心なこの補助金は、今後も続くのでしょうか、何か見通しはどうでしょうか。県のほうの補助金です。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 今回県のほうから140万4,000円補助金あるわけですがけれども、まだこれは一過性のものか、来年に向けて続くものかは、ちょっとこちらでも情報をとっておりません。

委員長（高橋久一君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） この事業と似たような私も一般質問でいたしました地域支え合い体制づくり事業と同じように、今回限りですよ、もう後はないですよという事業ではないのかなと思うのですが、もしそのようなことがあったら、町としては今後の対応をどのように考えているのかお伺いします。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今回の140万4,000円に関しては、一般社団法人に認められる補助制度、県の補助制度で、これが1年こっきりののか、2年、3年なのかはまだ定かでないという県の方針と伺っております。ただ、私はシルバー人材センター、確かに農協の3階に入る前から、前の東北電力の跡地にいる時代からシルバー人材センター出入りさせていただいておりました。当時確かに60万円ぐらいの補助だと始めたのかなと私は思っているのですが、それがだんだん減額してきて現在30万円になっている。だけれども、今当初のころは事業の額が非常に少なかったもので、年度当初理事長とか個人で金融機関に借金をしながら運営してきたという経緯が当初はあったというふうに確認しています。ただ、近年になりましてから非常に活用が多いという形の中で、事業料、恐らく当初から見れば1,500万円ぐらいから今9,000万円超すぐらいまで、6倍ぐらいふえてきているのかなと思っています。町として切符の窓口業務お願いしていただきましたけれども、当時シルバーさんはあれは事業としては赤字なのだけれどもという形で引き受けていただいたという経緯も知っていますけれども。町関連のいろんな委託の仕事があれば、そっちもらえれば、そんなに補助金はもらわなくてももう運営はできるのではないかなというような、それが今の理事長さんとか前理事長さんからはそのような話も寄せられたと確認しております。ですから、健全経営、非常に今事業の数が多いものですから、健全経営をなさっていただいていると思っています。それらについて今後の見通しにつきましては、果たして補助金という形がいいのか、町関連のいろんなシルバーに委託する事業の増高がいいのかについては、やっぱり当事者でありますシルバー人材センターさんとの話し合いの中で議論してから決めていくという方向がいいのかなと思っています。かなり前から事業の中身とか総事業量の中身を知っていた関係で、最近の、いや、去年は1億円ぐらいまでいくのではないですかという思いをしたのですが、1億円までは事業としては届かなかったという形がありました。そうしますと、

事業費のいわゆる何%という形で作業をなさっているから、いただいている額が当初は少なかったわけですが、トータルですれば今9,000万円、その何%をいただくということになると、かなりの額になるから、今は借金をしなくても年度当初の支払いと十分にやっつけていけるというような話は伺っているところでありました。

以上です。

委員長（高橋久一君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） シルバー人材センターの話をお聞きすると、遊佐の高齢者はとにかく働くので、酒田さんのほうからうちのほうにもかしてくださいという、こういう感じで大変喜ばれているそうなのです。やっとなり上がってきたというか、自分たちでやれるようになったので、県のほうでも一過性のものでことしだけ喜ばせて、もう来年からないのだというようなことのないように、今後もこの事業をずっと県のほうから続けていただきたいな、課長のほうからも頑張ってくださいたいなと思います。課長、どうですか。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 県のほうへの伺いということでございますけれども、先ほども言いましたように人材センターのそれぞれ種々活動を行いながら、自立でできるような状況にあるかと思っております。そんなところで、頑張ってくださいたいなと思っております。

委員長（高橋久一君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） よろしくお祈りいたします。

それでは次、歳出のほうに行きます。9ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、19節負担金及び交付金の中で985万4,000円、風疹ワクチンの金額ですが、先般13番委員から一般質問で内容等は聞きましたので、内容はわかりましたけれども、テレビ等で風疹の患者が1万人を超えたということでワクチンが足りないということを報道されておりました。8月ころになればもうなくなるのではないのかという報道もなされておりましたので、町のほうでも今後妊娠を希望される方、またそれを取り巻く環境にいる方を優先的に接種するように広報等で一緒にしていただければなと思っております。それは、可能なのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えを申し上げます。

風疹ワクチンの接種費用の助成でございます。一応対象人数がとりあえずこちらで捉えておりますのが3,873人、今回補正をお願いする金額につきましては1,300人分の金額ということで見ております。その内訳の中には、風疹につきましては風疹単独のものと、ワクチンと、それから麻疹、風疹混合のものと2種類ございます。半々ずつの金額で一応今回補正をお願いしているわけでございますけれども、ご案内のように全国的にワクチンが足りなくなるのではないかとということがありまして、実際そのような状況が見えているところもあるようでございます。東京のほうですと、定期接種、いわゆる幼児、8歳までの子に用意しているワクチンを利用して大人の方への接種というところもやっているようでございます。2種類ある風疹のうちの単独の風疹の部分については、もうほとんどなくなってきているのかなというふうな状況でございます。今回麻疹、風疹混合のやつも対象にしております。それで、何とか9月ごろまで町のほ

うの対象者ができるようになればいいなとも思っております。ご質問ありましたように一応今回ここで議会の了承を得れば、7月1日分に折り込みという形でまず全戸配布する予定でございます。その中にご指摘ありましたように、まずそういう状況でありますので、妊婦さんのいる家族だとか飛沫感染ですので、近くにいるような、そういう親戚の方とかそういう方に優先的な形で接種をお願いしたいというような折り込みチラシの内容でやっていきたいと思っております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） その広報のほうをよろしく願いたしまして、次にもう一つの予防ワクチンなのですけれども、任意でやる子宮頸がんワクチンも今大分毎日のようにテレビ等でやっております。ワクチンをやった副作用が出たというテレビ、課長も何回か見たことあると思いますけれども、我が町でも23年度ですか、712人の子供さん、6年生から高校3年生まで対象ですが、それ受けていますけれども、町のほうでは副作用、全身のけいれんとか、あともう数が数えられない、そして歩けなくなるという、そういう、最後には死に至る場合もあるという、そういうテレビ等で毎日のようにやっております。町のほうでは、そういう症状を訴えた子は今まではどうでしたでしょうか。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 子宮頸がんによる副作用の症状というのは、遊佐町ではこれまでないと聞いております。

委員長（高橋久一君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） これを受けて厚生労働省は、14日、子宮頸がんワクチンの接種を積極的に受ける呼びかけを中止するようというのを各自治体に勧告したと書いてありました。受けるなということではありませんが、強く呼びかけを中止するようということでしたので、遊佐の対応はどう対応なっているのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 本町のほうにも県のほうから14日のときに厚生省のほうでその会議を行っているので、その判断、結果が出たらすぐ速報で流すということで待機をさせられておりました。速報とありまして、夜8時20分ごろにはその一報が届いております。内容的には、子宮頸がんワクチンの接種を積極的にはお勧めしていませんと。接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてくださいと。医療機関、お医者さんとの相談ということになろうかと思っております。本町の対応としましては、この結果を受けまして、一応その日の夜ですけれども、遅くなりまして9時ごろですけれども、各医療機関に、接種をしていただいている医療機関に連絡をしております。翌朝もその確認をしております。それから、遊佐医師会のほうはそれでございます。酒田地区医師会のほうで一斉にそういう方向を各接種医療機関に通知をしているというふう聞いております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 何のワクチンでも安全性が一番大切でありますので、町のほうでも今後の厚生労働省の動きを注視しながら、保護者が動揺のないように丁寧に説明していただくよう、こちらからも願

いいなと思います。その辺も答弁いただいて、私の質問は終わります。

委員長（高橋久一君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） もちろん当然のことながら保健師のほうでそういう相談なりあったときには、そういう状況でありますというのはお知らせしながら、先ほども言いましたように積極的なお勧めはしていませんよということは確認しながらやっていきたいと思います。

委員長（高橋久一君） これで4番、土門勝子委員の質疑は終了いたします。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） それでは、私のほうから何点が質問させていただきます。産業課長、下向かないで、産業課長にまずお聞きします。

予算書でいいます10ページです、水産業費。漁港管理費のほうで499万3,000円、今回増額になっております。まず初めに、ここの部分です、簡単にご説明願います。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

この490万円の追加につきましては、吹浦の西第2突堤、105メートルの延伸の工事を行っているわけですが、当初4,000万円の総予算で、それに対する町負担分が7%の280万円見ておったわけですが、26年度分のいわゆる前倒しということで総額1億1,000万円になりました。したがって、町の負担分が7%の770万円ということになりまして、その差額分を今回補正するものでございます。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 吹浦の漁港、第2突堤延伸、これは非常にありがたいことでございます。県のほうからぜひ頑張っているものをつくっていただければなと思っております。これこの第2突堤延伸には、一つ流砂への対応というのがあるかと思うのですけれども、これはこれでやっぱり流砂というのは非常に前々からいろんな課題になっていまして、今回もサンドポケットのほうは流砂のほうの砂の除去もするという話はちょっと聞いていたのですけれども、そちらのほうはとてもありがたい話なのですけれども、一本挟んでこっち側、川の河口のほうです、こちらのほうの流砂についてはどのような対応というのなっているのでしょうか。漁港及び河川になりますので、県の事業になるかと思うのですけれども、その辺の状況を確認とれておりますでしょうか、ご説明願います。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

ご指摘のとおりポケットの中については、26年度しゅんせつするという事になってはいますが、河口につきましても、もちろん県のほうでは認識してございます。我々も行くたびに河口のしゅんせつにつきましてもお願いをしているところでございますが、なかなか河川区域と港の漁港区域の区別がつかないということの難しさもございまして、幸いにしてと申しますが、28年度の豊かな海づくり大会、本県で開催されます。それに向けてこれからいろいろ海の整備、ますます整備されていくものというふうに思いますので、当然豊かな海づくり大会におきましては天皇陛下がお見えになって放流事業も行うということも聞いてございますので、そういった事業とあわせて整備がうまくできればなということで、今後とも要望してまいりたいというふうな思っております。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 豊かな海づくり大会です、陛下がいらっしゃる。これは、やっぱり我々にとっても非常にありがたい話でございます、陛下がわざわざ来ていただいて海の状況を見ていただける。それによっていろんな形で海のほうを整備されていくという期待があるものですから、この辺お聞きするのですけれども、陛下も放流の事業をされるということでございます。我が町では放流といいますと、やっぱりサケの放流事業というのが非常に一つの大きい産業かなと思っております。今町長一生懸命努力されて、北海道のほうとめじかの里ということでされております。しかしながら、河口のほうの砂が堆積してしまっていて、せっかくこれから夏越えて秋に入ればサケが上がってきます、丸々と太ったサケが卵を抱えて上がってくるわけですけれども、やはりそういうのもなかなか上がってこない状況になるでしょうし、さらに春になって卵がふ化しました、放流しました。浅瀬には非常にちょうど河口のあたりには、サギの皆さん待ち構えておりまして、首を長くして待ち構えておりまして、泳いでくる稚魚をぱくぱく、ぱくぱく食べてしまうのです。せっかく北海道を通過してオホーツク回って、4年後にはまた故郷である吹浦とか遊佐の川に戻ってくるという、その小さい命をぱくぱく、ぱくぱく食べられては、これはもったいないのではないかなと思っております。さらに、あそこ吹浦の旧漁港のほうでもやっぱり漁師さんの船だったり遊漁船だったりもあるわけです。そういう方々も海に出入り、非常に厳しい状況あるわけです、埋まってしまう。何年前ですか、たしか町長が就任してすぐのころです、遊漁船の方々が自費で砂を全部とったということもありました。やはりそういうのは河川管理の部分からは、非常に余りにも頼り過ぎるのではないかなということもあります。我が町のやっぱり水産業、その中で内水面のほうになるかと思うのですけれども、そういう部分ではしっかりした対応が必要になるのかなと思うのですけれども、その辺今後どのような形で県のほうに働きかけ等していくのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 先ほども申しましたとおり河口というのは、なかなか漁港区域であったり河川区域であったりと、要するに大変難しいところがあるのですけれども、私ども県のほうに参るときは産業課と、それから危機管理のほうと、それから河川のほうです、一緒になって、一つは水産業のいわゆる今おっしゃったとおりサケがちょうど上り下りするところでございますので、そういった漁業の面からと、それからいわゆる遊漁船等、船の航行という面からと、それから災害でいうと津波というのも大変心配されるものですから、そういった3方から協力して県のほうに毎年、毎年行くたんびにお願いをしていくということでございますので、今後ともそういう要望を続けてまいりたいというふうに思っております。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 以前県の方が見に来られたときに話ししてしまっていて、あそこにとった砂、例えば今これから高速道路云々という話あるわけですけれども、そういうのに使ってもいいのではないかみたいな話はしたのですけれども、やっぱり県はでかい組織でございます。縦割りの行政が非常に、縦割りの壁が非常に厚いものですから、なかなかうまくいかなかったという話もあります。先ほど12番委員のほうから洗い砂の話も出ました。浜の部分は、やっぱり国定公園の関係もあるので、なかなか大変なのでしょうけれども、川になればそれは可能なのかなというのを私思いながら先ほどの話、議論聞いていたものですから。例えばそういうのもいいのではないかなとは思っておりますので、そういうのも視野に入れながら

いろんな形で熟慮していただいて、川をやっぱりきれいにしていただいて、魚が遡上するいい環境をつくってあげる。春になってもサギの皆さんに持っていかれないように、最近オレオレ詐欺からお母さん助けて詐欺なんて言われていますけれども、あれと同じで本当にもうできた先からみんな持っていかれるようでは、我々の未来へつなげる資源としては非常にもったいないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。せっかく天皇陛下もいらっしゃっていただけるわけですから、これを機に県のほうに強く働きかけ、ぜひ町長を先頭をお願いしたいなというところを思っておりますので、何かございますか。では、副町長からひとつ。

委員長（高橋久一君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

先般県のほうでも全国豊かな海づくり大会に向けた準備委員会、立ち上がりました。やはりこの大会は、山形県全体での開催になるわけですが、海を持っている庄内地区、2市1町での開催候補地としての立候補、そして開催に向けたお願いを準備委員会の中では力強くお願いをしたというところがございます。また、遊佐町としての発言も求められましたので、ただいま赤塚委員からありましたようにめじが事業との関連の中で、ぜひ内水面のサケのふ化等々を含めて、内水面の水産振興の部分もございまして、しっかりと遊佐町も大会の中の一つに位置づけをしていただければというお願いもさせていただきました。豊かな森、そして川含めて内水面を含めて豊かな海づくりという観点ではございますが、県内の海に面している2市1町だけでなく、全県含めた形での大会を盛り上げていこうという決意をそのときに確認をしたところでございます。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。特にサケです、サケの遡上、これは先日ちょっとおもしろい話聞きました、これ神話と言っていいのか、昔話と言っていいのか、何と言っていいのか、非常にどの分類に分けていいのかわからないのですが、月光川にサケが上ってくるきっかけということで、本当の昔にちょうど永泉寺のあたりに何か石があって、そこにサケが寄ってくると。サケが来るものだから猫が来て、それをお寺さんですから、殺生というものをやっぱり嫌いますから。まずいということで、当時の和尚がその石を捨てなければならぬと持って行って、村上まで持って行って村上の川に捨てたと。そしたら、村上にサケが上るようになってきたという何か言い伝えとありますが、そういう話があったそうなのです。これ県の職員の方から聞いたので、私の作り話ではないので、信用できるかと思うのですがけれども。そういう言い伝えもあるくらいはやっぱり文化があるわけですから、これを機に内水面ももう少し含めて水産業というもの、遊佐町の水産業というものをしっかり考えていただければなと思います。最近ですと、漁業者の方も大変だということで廃業された方もいらっしゃるようです。やはりそういうのがこの地域の食文化、いろんな食文化も含めたところのいろんなところに波及するかと思いますので、ぜひこれは力強くお願いしたいと思っております。では、産業課長、一言お願いします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） どうもご提言ありがとうございます。確かに遊佐町、内水面もあります、海もあります。実は、24年度まで藻場再生事業をやってございました。やっと芽が出てきたところに、いよいよ今年度と思ったところあの事業がなくなったということで大変残念だったのですが、ところがあの事業

がグレードアップして、さらに大きい事業になりまして、多面的海の機能を生かすような、そういった事業になりました。先般遊佐海づくりの会という会を立ち上げまして、藻場はもちろんですけども、日向川のほうのシジミ、昔あそこでシジミとっていたということもございまして、そちらのほうも再生しようということで海面と、それから内水面、両方を整備していく、活性化していくという組織に新しく生まれ変わりましたので、そういったところも十分活用しながら水産業の振興を図ってまいりたいというふうに思っております。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。では、一応この項はこれで終わりたいと思います。

続きまして、12ページです、教育委員会のほうになります。社会教育費のほうで文化財保護費のほうで、委託料で撮影編集委託料というところで36万8,000円ですが、これ計上になっております。これどのような内容なのか、ご説明まず願います。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

ちょっと事情ございまして、その上の11節との絡みがございまして。印刷製本費のほうで30万円の減額というふうにしておりますが、これは当初予算でいわば民俗芸能関係のパンフレットを作成しようかと、このような考え方で30万円を計上して議決をいただいておりますが、いわゆる歳入面では山形の宝育成事業というような県の総合交付金の制度を活用して、そちらが歳入にはなるのですけれども。実は、議決をいただいたのは2月でございまして、3月の14日の文化財の保護審議会を開催した中での議論の中で、いわゆる地域の伝統行事、そしてその中でも少子化によって今後毎年継承していくことがややもすると困難になる、そんなところの対象の中に八皿という行事があるのですが、それを今のうちにやはり記録しておくべきではないのかと、このような意見が強く提案をされました。それ自体は非常にありがたかったわけですが、実は率直に言いますと予算の裏づけがないというふうな中で、八皿自体は4月の4日なものですから、これは減額した30万円を後に組みかえるようなことで実施せざるを得ないなというふうな判断で八皿の撮影、そして編集、DVD、こういうようなことで同額にはならなかったわけですが、36万8,000円というふうなことでちょっと後での議決をいただくような形にはなるわけですが、ご理解をいただきたいと、このようなことでございます。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 私も朝ちょっとパンフレットを課長のほうからいただきまして、中山、樽川の八皿、こちらです、遊佐町に住んでいながらこういう行事があったというのを非常に知らなかったと、大変申しわけないなと思いつつ見ていたのですけれども。これ予算そのものに関しては、やっぱり苦肉の策かなと思って聞いております。これは、これでしようがないのかなと思いますけれども、できればこういうのも含めたところで考えていただければなと思って、今回ちょっと話させていただくのですけれども。遊佐町だけでもなくて、全国各地でいろんな行事がやっぱり少子化であったり、いろんな事情で継承が難しくなっている行事って、多分いっぱいあると思うのです。その中でも今まで廃れていた部分が何とかその行事がわかる人がご存命のうちに復活させようということで復活させた行事なんかたくさんあるかと思うのです。昔であればやっぱり映像として残すというのは非常に難しかったと思うのですけれども、

今技術的にそういうのはもう簡単といっちは簡単なのですけども。家電量販店行けば四、五万円でビデオカメラ買えるわけですし、安いやつですと私も持っていますけれども、1万円ぐらいでも買えるようなビデオカメラもあるわけで、そういうのが残せるわけですけども、こういう形でいろんな行事というのは残すべきだと思うのですけれども、今回文化財の保護審議会のほうでそういう話が出たということで、今後こういう行事をアーカイブ化といいますか、映像で残していく、そういう考えとかというのは検討されている状況なのではないでしょうか。その辺ちょっとお伺いします。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） これらにつきましては、一般質問並びにきのうの常任委員会でも高橋委員のほうからご指摘を含めご意見を頂戴したところでございます。その後私どものほうで現在図書館のほうにライブラリーがあるものですから、ライブラリーではどのような内容のものが、とりわけ民俗芸能に関しては存在しているのかという確認をしたわけでございますが、こちらのほうはただ撮影というか、作成年数自体が1995年とかもちろんテープの段階でございまして、それらを順次DVD化しているということもあるわけですが、内容的には私も驚いたのですが、第12回の民俗芸能公演会から毎回、ことしで54回になるのですが、その公演会は全部あるようですけれども、それ以外になりますと、いわゆる延年の舞、それから吹浦田楽、そうしたいわゆる代表的なといいますか、そういった民俗芸能につきましてはあるようでございますが、八皿のような地域の伝統行事、こういったところまではやっぱりカバーはしていないようでございます。そんなことで今現時点でトータル的にこれらのものを記録していくというような計画そのものはないわけですけども、赤塚委員のほうからも今提案ありましたし、これらを1年の中でトータル的にどのような形で残していったらいいのかといったようなことを検討してまいりたいと、このように思います。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。なかなかいつ途絶えるかわからないようなものもあるかと思うので、優先順位もあるのでしょうかけれども、これから数年かけてもやっぱりやるべきかなと。たしか昨年、おとしだったかな、その前だったかな、県のほうでいわゆる民俗芸能であったり伝統行事だったりみたいなのを記録するというので写真、それは静止画、写真がメインだったようなのですけれども、そうやって来ていたこともありました。そういうのをお話を聞くと、やはり今残せるうちに残しておかなければ、もう残す気がなくなるということもあるので、今ビデオテープでの保存というのも結構あったという話でございます。8ミリフィルムだとかそういうのではなくて、もうビデオの世界で残っているというのは非常にありがたいと思うので、ぜひそういうのをやってもらいたいですし、先日も一般質問のほうで高橋委員のほうからもお話ありました馬耕です。ああいうのだってやっぱり伝統文化みたいなところでは非常に重要だと思うのです。こういう映像で残す、これも重要だと思うのですけれども、例えばああいうときに使う、いわゆる機具といいますか、機械ありますよね、馬耕の機械だとか農機具みたいな、昔から使っている。今菅里収蔵庫いっぱいあるわけですけども、例えばああいうのを修理したりつくったりする技術です、こういうのもやっぱり残すべきかなと思っております。せっかくこういう機会に映像なりで残せるのであれば、一緒にそういう技術も継承していく方法を考えるべきかなと思っております。これも文化財的な歴史資料的なものといえば教育委員会のほうがメインになるのではないのでしょうか、例え

ば産業課あたりともいろいろやってもらえればなと思っております。先日ちょっと縁あって25年に1度の遷宮ということで伊勢神宮のほう行ってきたのです。非常にもう工事始まっていて、私もびっくりしたのですけれども、一旦壊して同じ場所につくるのかなと思ったら違うんですね、あれ、隣につくったりして、でき上がると新しいほうに神様がお引っ越しなさるといような何か段取りらしいのですけれども。そこで働いている方、職人さん、何で25年に1回かと、出雲なんかだと60年に1回らしいのですけれども、25年に1回かという、今例えば今回遷宮で経験された若い職人さんがこれから経験積んでいって、25年後には棟梁として一人前になって、今度遷宮するときの頭となって働くと。それで技術を伝承していくということで、25年くらいの周期で回っているらしいのですけれども。やっぱりそれと同じで、こういう農耕文化みたいなところもやっぱりそういう形で技術のある程度継承していかないと、いずれやっぱりなくなる。あのときこうだったよねと言ってもなかなかわからない。やっぱりそういうのもあるので、ぜひそういうのもあわせながら検討していただければなと思っておりますけれども。それ教育委員会側のほうとしてどういう感想を持たれるか。あと、農業関係ですから産業課長のほうからも一言いただければと思っておりますけれども。

委員長（高橋久一君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） ただいまのお話は、八皿人形の保存の撮影の経費から始まったわけですが、これは昨年度末の審議会で、まさに少子化の波なのです。何かの機会にもお話ししたかと思っておりますけれども、樽川ことし撮影しましたけれども、一つの家族の中学生のお姉ちゃんと6年生の男の子2人、あと残りのうちは全部大人が出てという状況でした。何とか子供たちのいるうちにと。平津にもあるのです、そこも含めて、また中山でもやっているものです。これは、子供たちがいるうちにぜひまず保存にということで、今のうちということで緊急的に対応しました。ということで今赤塚委員からお話いただいたようにいろんな面で今のうち、ことし、来年と言わなくても近々のうちに保存しておく必要性のある文化財といえますか、そういうのは相当あると思っておりますので、そういう質問もあった、ご意見もあったということも文化財の保護審議委員の皆さんにもお伝えしながら、大事に道筋をつけていきたいと考えております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

遊佐は、農業町でありまして、私の役目はできた農産物をいかに有利に高く売るかという仕事だと思っておりますけれども。ただ、やはり今遊佐町が農業をこれだけ発展しているというのは、当然何百年、何千年という歴史、文化があつてのことだと思います。農産物を有利に売るということにつきましても、そういった文化に裏づけられたといえますか、そのことによって厚みと重みが出てくるのかな。そういった意味でも遊佐町の農産物の売り込みというのに対しても大変有効な手段だなというふうに思っておりますので、教育委員会のほうとも十分連携をとりながら、そういった文化を大事に継承していきたいというふうに思っております。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思っております。私は、どっちかというテレビっ子なものです。

らテレビよく見ているのですけれども、日曜日の夜7時からアイドルが無人島でいろんなことをやったりだとか畑つくったりとかとやっている「鉄腕！DASH！！」という番組名出していいのか、ちょっとあれなのですけれども、あれ好きで見ているのです。非常にあれ例えば芸術的な価値もあれば、資料としていろんな映像として見れるものいっぱいあると思っていますのです。その中で例えば古民家を再生するみたいな。やっぱりああいうのって技術をどうやって伝承していくかとなると、若い方にやっぱり興味持ってもらう。その一つとしてやっぱり映像化というのは重要なのかなと思ってずっと見ていたのですけれども、今今回こういう予算が出てきましたので、ぜひこういうのをきっかけに残していただければなと思っておりますので、ぜひ皆さんからは鋭意検討していただきまして、いい結果を待っていたいなと思っております。この項については、これで終わりたいと思います。

最後の項になるかな。9ページです、農業費のほうで太陽光発電設置工事費等ということで2,000万円ちょっとこれ予算がついているわけですけれども、この辺の内訳、多分これほかの上の設計監理委託料のほうとも絡むかと思うのですけれども、簡単に説明を願います。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

太陽光発電の件でございますけれども、13節のほうに委託料、こちらのほうが太陽光発電設置に係る設計委託料でございます。その下の2,060万円とあるところが太陽光発電の工事と、それから同時に電気自動車の急速充電器の設置をいたします。その合わせた額、太陽光発電が1,860万円と急速充電器のほう200万円、合わせて2,060万円と。こちらは、県の10分の10の補助事業でございます。ふらっとに設置する予定でございます。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 県の10分の10ということで、ざっくり言えばトンネルの事業になるかと思うのですけれども。それでも、こういう太陽光発電だったり電気自動車の急速充電器の設置というのは、遊佐町にとってはやっぱり農業町であります。環境に力を入れているという一つの広告宣伝にはなるかなと思っております。こういうのはぜひ力入れていただきたいと思うのですけれども、今回は急速充電器、ふらっとへということでございます。今こういう急速充電器をどんどん、どんどん設置して使って活用してネットワーク的なものにして、いわゆる電気自動車の普及ということのようなのですけれども。この辺例えば電気自動車なのですけれども、今いろいろコマーシャルもしています。中にはいろんな課題云々、走行距離等の云々という話もありますけれども、実際この辺でどのぐらい普及しているのか、実数的なものをもし押さえていただければお願いします。

委員長（高橋久一君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

こちらの調査したところによりますと、電気自動車の普及状況ですけれども、全国で1万3,327台。そして、東北でいきますと918台。県内では、172台となっております。県内の自動車保有台数、全国2位になっておりますけれども、1戸当たりの所有台数が全国2位という形になっておりますけれども、全体で軽自動車も全て含めてですけれども、約92万台の保有台数あるのですけれども、そのうちのまだ172台が電気自動車ということで、まずほとんど普及はしていないという状況にあります。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 172台が多いのか少ないのか、今現時点で非常にこれは複雑な部分はあるのですけれども、今回こういうのを利用していただいて、ぜひ電気自動車の普及というもので、いわゆるクリーンエネルギーを使ってということをございます。これは、総務の話になってしまうので、私今回はあくまで参考意見として言わせてもらうだけで聞いていただければ結構なのですけれども、ぜひ町のほうでも車の買いかえのとき近距離を乗る、本当この辺を乗るような場合の車については、例えば電気自動車をどんどん活用して行って、そういう急速充電器をどんどん使って、それはプロモーションではないですけれども、そういうので使っていただければなとちょっと思っていますので、その辺は検討していただければというお願いだけでございますので、答弁はいいのですけれども。ただ、これから今日沿道の話、どんどん進んでおります。今道の駅に今回つくということですが、やはり10年後、20年後、日沿道が完成するに合わせて、やはりサービスエリアの構想というものを我が町は持っているわけですが、例えばその辺にこういう急速充電器をつけるべきかなと私思うのですけれども、その辺今いろんな構想を練っている段階でそういうのも検討されている、検討の項目に入っているのかどうなのか、ひとつお聞きしたいと思います。日沿道だから地域生活課長かな。

委員長（高橋久一君） 企画でないか。企画だろう。

5番（赤塚英一君） ごめんなさい。サービスエリアは企画でした。済みません。これは、ゆっくり後で地域生活課長に聞きたいと思っておりますけれども。

委員長（高橋久一君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） お答えいたします。

あの計画の中には、当然にいたしましていろいろな要素を取り入れてございます。その中の大きな部分として防災機能という部分、これも持つてございます。したがって、いろいろな側面から検討をしていくことになろうかと思っておりますけれども、ただいまの急速充電器、こういったものについてもこれから十分検討をして、設置に向けて検討をしていかなければならない事項であろうというふうに認識してございます。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 済みません、お手数かけまして申しわけなかったです。企画の管轄でしたので、これは後ほど課長のほうに聞きたいなと思っておりますけれども。ぜひ今回県が10分の10です、100%県がこれ出すと。それについて我々遊佐町のほうでもやるということでやった事業でございます。ぜひ県のほうには、これを機にさらに日沿道のほうの整備促進について、今以上に3倍も4倍も力をかけていただければという思いがあります。そうでなければ早期の整備というのはなかなかならないのかなと。遊佐が幾ら頑張ってもやはり県境を含んでいる部分でございます。やはり県が前面になっていただかなければならない。県の、これはたしか吉村知事の肝いりでされた急速充電器等の整備だと思います。ぜひこの辺は、町長のほうから吉村知事、どんどんつつついただいて、県のほうからもっと馬力出してもらって、日沿道を早期に実現するように働きかけていただければなと思っております。その辺について町長、何か思いがあれば。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町長（時田博機君） 吉村知事が県境区間を6月の頭に5日ですか、北目のいわゆる345の交差点のと

ころにおいでになりました。そのときには、三浦議長からもおいでをいただきました折に、当時国土交通省での説明では、もう既にその時点ではここが道路の中間点ですよという形、表示もしていただきましたし、そして我が町ではパーキングエリアタウン構想なるこういう図面まで整えてもう提案をしたいのですということ、その場をおかりして知事にもご説明を申し上げたところです。ただ、言っているだけだねという形ではなくて、図面まで整えてこういうものが欲しいのだよねと具体的に提案をしているところでした。実は、酒田の工事事務所長さんから、いや、ちょうどいい提案でしたねと。ちょうど山形県と国と町で今研究会立ち上げているわけですから、こういう具体的な形での図面等の提示をする絶好の機会を遊佐町さんは生かしましたねという後で評価をいただいたところです。また、今月中になりますか、国土交通省との事業の調整会議も予定されておりますので、我が町ではもう既に知事にも、それから国土交通省の幹部の皆さんにも提案をしたわけですから、これら県、国と一緒に町もやっぱり機会を捉えてどんどん、どんどん町がパーキングエリアタウン構想欲しいのだということ発信してまいりたいと思いますし、特に鶴岡の榎本市長は、パーキングは遊佐町さんが遊佐町の時田町長から必ず意見出るのだよねということをもう庄内でも完全に我が町がそれを先頭になってお願いしているということは、もうお隣の市もみんな存じ上げているはずですので、しっかりと庄内地域全体の、それはもう個々の競争にも多分なりつつあるのであろうと思いますけれども、ほかに先んじて具体的な提案をしながら、どんどん、どんどん発信してまいりたいと。そして、何としてもかち取りたいと、このように思っています。

以上であります。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。高速道路、できればやっぱり人の流れがある。人の流れがあれば、サービスエリア、パーキングエリアでいろんなものを食していただけるようになる。そうなればやはり海の幸、山の幸、どんどん、どんどんアピールしなければならない。そのうち海の幸については、やはりさっき言ったとおり河口の砂とりなんかもしっかりしていただかなければならない。当然お客さんが来るわけですから、やっぱり来るきっかけとして、そういう文化芸術的なものというのをアピールになるかと思っておりますので、こういうのをトータルでぜひ皆さんからしっかり考えていただいて、我々もいろんな意見出させてもらいますので、よろしくお願いしたいと思います、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

委員長（高橋久一君） これで5番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 私からも二、三質問させていただきます。

9ページの農業振興費、先ほど5番委員さんが質問していましたが、15節の工事請負費2,060万円、太陽光発電設置工事等。先ほどの説明では、太陽光発電が1,860万円、また充電器が200万円ということで2,060万円になるという説明でしたが、この太陽光発電は何十キロワットを発電できるのかお伺いいたします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 現在のところ20キロワットを予定してございます。ただ、急速充電器と太陽光発電がセットの事業だということでございます。それで、県のほうでは急速充電器の要綱が、今6月議会

で通るといふことでまだ要綱参つてございませぬ。したがいまして、それと同時にいわゆる発注といふことになるものですから、まだざつとしたところしか見てもらつていませぬけれども、これからしたがつて詳細な設計入るわけですが、今のところ20キロワットといふところで計算をしてございませぬ。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） ワットは20キロワット、20キロワットで1,860万円といつたら、随分高い太陽パネルだなと思うのですが、その辺どうですか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 大変失礼いたしました。工事費は800万円ほどなのですが、蓄電器がほぼ1,000万円ほどかかるといふことなものですから、大変私申しわけございませぬ、舌足らずでした。合わせて今1,800万円ほどかかるといふざつとした見積もりになります、そういうことです。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 蓄電器が1,000万円ですか。では、太陽光は860万円。20キロで860万円すると、二四が八、40万円ちよつとですか、随分安くなりますね。ちなみに、私がつけたのが大体1キロワット50万円かかるのです、50万円。その50万円から補助金をもらつて40万円までかからないのですが、十何万円、国、県、町からもらえるわけで、そんなものかなと思ひます。それで、20キロワットといひますと、大体月に8万5,000円ぐらいこれ売電になるわけなのですが、売電。売電はするのですか、しないのですか、その辺どうでしょうか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

まず、最初のほうのキロワット当たりの値段ですけれども、私が参考見積もりをもらったときは1キロワット当たり40万円だといふふうには伺ひました。伺ひましたので、それで計算をして800万円といふ数字を出してございませぬ。売電でございませぬけれども、急速充電器とセットといふことでございませぬので、ただそこをまだ規定といひますか、売つていけないとか、あと悪いとかといふことはないのですけれども、急速充電器とのつながり、これが今後どうなるかといふこともあるわけですが、基本は施設内をカバーすると。当然売電も視野には入れてございませぬけれども、今のところまだどつちにするかといふことは今後決めたいと思ひます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） ちょっと私も勘違ひしてました。太陽光発電は、1キロワット40万円ぐらいだといつても、それには工事費はまた別に見ているわけなのですよね。13節のほうで委託料、設計監理か、設計監理だから工事費も入れて40万円、もう一回確認します、その辺はどうですか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 私のいただいた見積もりでは、1キロワット40万円、工事費を含んでといふふうには私は伺ひました。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） はい、わかりました。それに充電器も設置するのだといふことですが、この充電器は1基ですか。そして、充電する時間は1台当たりどのぐらにかかるといふのか、その辺をお聞きいたします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

充電器は1基を予定してございますが、充電する時間というところまでまだ積算してございません。

（「大体30分で」の声あり）

産業課長（佐藤源市君） 急速充電器ですか。

（「はい」の声あり）

産業課長（佐藤源市君） 失礼しました。急速充電器は、50キロワット、25キロワットという種類があるのですけれども、25キロワットのやつですとほぼ30分です。ということで、こちらは急速充電器屋さんのメーカーのほうからそういった話で伺ってございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） これは、太陽光と関連あるものですから、太陽光で蓄電したやつを利用して充電器に使うこともできるわけでしょう。その辺どうですか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） そのように伺ってございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） はい、わかりました。この項は、これで終わります。

それから、その下のほうの19節の負担金補助及び交付金、認定農業者育成推進資金利子補給補助金6,000円、その内訳をお願いします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） こちらの利子補給につきましては、本来24年度で終わったはずのものでしたが、今年度に5,600円ほどずれ込んだということございまして、認定農業者がパイプハウス、ハウスを建てたときの利子補給でございます。本来は、24年度で終わったはずだったのですが、時期のずれでもって今年度にずれ込んだということ伺っています。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 今認定農業者とか農業者、大分心配しております。ということは、60歳、66歳過ぎたらもう2年か3年ぐらしか農業をやれないというふうなことで、きのうも田んぼを買ってもらえないかというふうなことを言われましたけれども、うちへ行って相談しましたら、これがもう目いっぱいということで、もう田んぼを買うのはだめだと、もう本当に叱られました。それで、もうきょうも草刈りなどして隣の人とお話ししたのですが、どうすればいいのだと、これから。本当にもう深刻です。部落で1人がもう仕事できなくなれば、もうその田んぼ、そのうちで請け負っているやつをどこへ行けばいいのだというふうなことを本当に考えるように私も年ですらなつたわけなのですが、課長はこれからそのようなことをどのように見ているのかお伺いいたします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

ただいまのお話は、遊佐だけではなく全国的な傾向でございます。国のほうでもそれこそ1人150万円という破格の値段の新規就農者を募っているという状況でございますけれども、当然新しい新規就農者を

募るといことが一つと、あと人、農地プランを全国的にもつくっています。遊佐町でも昨年度、人、農地プランをつくりまして、そういうこれから3年後、5年後あるいは10年後と各地でリタイアする方がふえていくわけですので、そこでいわゆるリタイアした人の土地を誰にあるいはどちらのほうにどのように集積していくかという計画をつくる必要があるのだらうと思います。あと、もう一つ法人化という、今間違なく法人化をしていかないと、個人ではもう多分無理だらうなというところまではっきり言って来てございますので、今のところ法人化に向けては5年ほどずっと話し合いしてきて、結局話し合いがなかったのですが、今後もう5年のうちにこれきっちり話をつけていかないと大変なことになるなということをお自身は認識してございます。これからJA、それからいろんな農業関係組織との話し合いによりまして、そのこのところをちょっと今具体的な何という細かいところまで言えないのは大変私も心苦しいのですが、今後そういった話し合いの中から、ここ本当二、三年のうちにけりをつけないとまずいという状況だなということは認識してございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 法人化をして、それでこれから始まるTPP、外国から人間を入れてきてもう働いてもらえないのかなと。そして、物価が安くなれば、もう倒産だというふうなことになるのではないかと私たちはそう見ております。本当に大変な農業者の苦しい時代に突入したのかなと私はそう思っております。何か課長も同じような見方で、私も何とかこれからどうやっていけばいいのか本当に悩んで悩んで悩み狂うほど考えなければならぬと、そう思います。この項は、これで終わります。

最後に、2、小学校費、学校管理費の中で7節の校歌作詞作曲謝礼等、マイナスの180万円になっていますが、その辺の内訳をお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えします。

減額180万円は、報償費ということでは当初予算としては200万円計上になっております。そのうち今回校歌作詞作曲謝礼等については180万円減額をしまして、この額を委託料のほうに組みかえ、こういう手だてをしております。本来作詞作曲、どういうスタイルでお願いしたらいいのかということできくと、やはり報償費というよりは委託であろうと、このようなことでこの180万円を委託料のほうに回しております。残った20万円、まだ残っているわけですが、これは逆に校歌が新しくできたということになれば、いわゆる歌唱指導、こういったようなことが来年開校までは当然のことにあるわけですので、そうした場合の謝礼と、事業協力謝礼というようなことで20万円ほど残していると、こんなことでございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） この作詞作曲はまだできていないわけで、これから委託するのですか。そして、委託先はどの辺にするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 着々と進んでおりまして、作詞の原案もできまして、多分今週中だと聞いていたけれども、作曲をする方と歌詞をつくられた方々がお会いになりまして、いろいろ構想を今くっつけていると、そういう段階でございます。たまたま2年前に開校した酒田の二中の校歌をつくった方でしたので、ここで金額は申し上げませんが、そういった参考のデータもありますので、それに見合った

形で予算を計上しながら、今ちょっと組みかえをお願いしていますので、間もなく契約といいますか、金銭面も含めて歌のできぐあいも確認しながら契約といいますか、段取りを進めていきたいと。遅くとも年内には形あるものにして、早いのにこしたことはないわけですが、子供たちは2カ月も練習すれば間に合うと思いますので、4月上旬の開校式には堂々と胸を張って歌い上げることができるように準備中であるということをご説明したいと思います。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 歌いやすい簡単な歌でよろしいかと思っておりますので、歌いやすい元気な歌をつくっていただけるようお願い申し上げ、私の質問を終了します。

委員長（高橋久一君） これで11番、堀満弥委員の質疑は終了いたします。

9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 9ページの林業費についてわずかではございますけれども、燃料費が上がっております。これについてさっとお願ひします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

この燃料費、わずかではございますが、共存の森の、いわゆる町民と、それから生活クラブ生協の皆さんと協働で作業、草刈り、下刈り作業を行うわけですが、草刈り機の混合油代、当初予算に計上するのを忘れてございましたので、済みません、そちらのほうの混合油代、燃料費でございます。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 混合油代を忘れていたということで、今補正したという説明でございました。また、共存の森とは若干話かわってくるのですけれども、これからの時期としては松くい虫の防除というものもまたことし始まるわけです。今年度の松くい虫防除の県からの委託というのを入札です、1回目は受ける業者がいなかったということで、2回目にやっと何とか決まったということをお聞きしました。これの原因としては、予定価格が昨年度よりは半分ぐらいに下がったということが原因だったようでした。それで、余りにも落差が大きかったものですから、受ける業者がいなかったということでしたが、2回目何とか予定価格で受けたと思うのですが、その辺の状況というものをお聞きしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 実は、松くい虫の入札につきましては、設計書は県の単価を使って設計を組んでございます。もちろん県の指導で、これこれ当たり幾らというふうな単価を県で示すわけですが、後で聞くとところによりますと、県でいわゆる見積もりを依頼したところで単価を間違ってしまったということが原因のようでございます。それで、要は通常の半額ぐらいの設計単価でございました。そういう設計を組んで入札をかけたところ、当然落札者がいないということでございまして、1回目は不調に終わったと。当然我々のほかに県自身も同じ値段で入札をかけたわけですが、当然県のほうも不調ということで、県のほうで初めて価格の異変に気づきまして、再度単価を取り直して新しい単価で2回目の入札を行って落札されたということでございます。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 間違えて半額の入札やったと、とても信じられないようなミスお聞きしました。

それで、新しい単価というのは前年度と同じ予定価格でやったのでしょうか。また、昨年度よりは大分安かったのかなと思うのですけれども、どんなものでしたでしょうか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） ほとんど昨年と同じ価格でございますけれども、ただ毎年状況によって違いますので、全く同じということではございません。ただ、ほぼ同じような価格だったというふうに思っております。先ほどとても信じられないという話ございましたが、我々も県には強く、強くそこは申し入れをしてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） わかりました。それで、昨年までは仙台のある会社のほうでその作業というのをずっと、ヘリコプターの散布作業というのを受けてきたと聞いておりますけれども、今回についてはまた別の会社が受けたというようなことを聞いております。恐らく私は、そっちの会社のほうがやっぱりヘリコプターの寿命というのがあると思うのです。恐らくラジコンも10年もすると、目いっぱいふかしてしないと薬剤を積んで飛べないというような話聞いておりますので、目いっぱいアクセル踏んで飛ばしているというような話を聞いておりますので、もう恐らく10年もすると大分上まで行かなくて、大体高度が下がってくるのかなと思います。これは、仙台の話なのです。それはいいのです。ただ、遊佐町内にもこれは松くい虫のラジコンではないけれども、農業用の補助金いただいてやったヘリコプター散布組合もあります。そちらのほうも同じようなことを聞いております。年々飛ばなくなってきたと。そして、だんだんとなったときにどうしようかということで大分悩んでいるという話を聞いておりますし、またなかなかそれをお願いしている、散布をお願いしている農家のほうも値段単価、これ以上高くされたら、ちょっと困るのではないかなというようなことも聞いておりますので、もしそういう飛ばなくなった事態になったときにこれまでのような国からのバイパスの補助金というものをやはりお願いしていくというようなことが必要だと思うのですけれども、国のほうで、また県のほうでは全然そういうことは念頭にはないような状況でしょうか。もし情報を何かありましたら教えていただきたいと思っております。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 無人ヘリの更新につきましては、昨年度も一応更新するために一度申請をして向かいました、霞が関の本庁まで行って向かったのですけれども、要は基本的に更新をするという補助事業はないのだという考えだったようです、昨年までは。ただ、今年度、去年の12月で政権かわりましてからかなり今の新しい政権のほうで農業予算のほうに力入れてございます力強い農業づくり交付金ですとか攻めの農業何とかとかなりそういった名前をつけまして、かなり農業予算もふやしてございまして、先般3月だったと記憶していますが、東北農政局でいわゆる管内の市町村との話し合い、意見交換を行った際に、今度から更新も対象にするということでは伺っております。ただ、非常に危ないのは、農林水産省としてはそういう更新も対象にすると言うのですが、基準が非常に何か、今までの基準と違うのですかと、基準は同じですと。いわゆる今までと同じような基準ではなくて、何かグレードアップしたような形ではないと補助はできないと。すると、どういう基準でそれをクリアするのですかと言ったら、機械が新しくなることによって何か能率がアップするかとか、何か非常に危ないような理由をつけて、それでもいいですよみたいなことだったので、ちょっとかなりそういった意味でいうと、幅広く使えるよというふうには

宣伝はしていたのですけれども、いまいちちょっと本当大丈夫かなということでは今思っています。ただ、その情報は農協等にも伝えてございますので、今後更新ということにもしなりましたら、そういうもし要望がございましたら、また国、県のほうには要望してまいるつもりでございます。そういったことでかなり幅広く使えるようにはなったという情報は得てございます。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 少しは脈があるというような答弁でしたので、これからもまずそういうことがあったら防除組合のためにひとつ頑張っていたきたいと思います。それで、松くい虫のほうの散布の状況なのですけれども、あそこは海浜青年の家とかがあるのですが、あの辺の散布しているときに、外に出てきてちょうど作業中にそれにかかるような状況が時々あると、散布委託されている業者のほうから時々そういうことを聞くのですが、散布時間帯、そしてそういうときは気をつけてくださいよという周知というのは、その業者のほうにお任せだけしているのでしょうか。役場のほうでは、その辺はどのような対策をしておりますか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） まず、町が主体でやる部分と、それからキャンプ場なんかは県が主体でやるのですけれども、いずれにつきましても広報等で何月何日からの期間で何時からというお知らせはしてございますので、例えばそのとき当然人にかからないということもありますけれども、例えばミツバチ飼っている方なんかにつきましても、これこれの期間のときは外に出さないでくださいというふうな周知は広報等で行ってございます。それから、防災行政無線でも何時から行っていますというふうな周知を行ってございます。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） わかりました。多分人が広報を見ても忘れたとか、行政無線がよく聞こえなかったとかそういう状況でたまたま散布状況のところにといたというようなケースだったかなと思いますので、町としては精いっぱいやっているというふうですので、これからもそういう方が出ないようにお願いしたいと思います。この件については、これで終わります。

さっき出ましたけれども、10ページの委託料として豊かな海づくりの看板作成等の委託料が出ております。これの豊かな海づくり大会が山形県で開催されるという話を若干聞いておりますけれども、これらについてはもっと詳しく説明していただきたいと思ひますし、看板についてはどの辺にどのぐらい立てるのかというのをおわせて教えていただきたいと思ひます。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 豊かな海づくり大会につきましても、平成28年度に開催される予定でございます。副町長からもお話ありましたとおり先般準備委員会が開かれたところでございます。今年度からいわゆる大会の直前までといいますか、県内全域で機運を醸成していこうという事業が始まります。歳入のほうで10万円ほど見えていますけれども、県が基本的に2分の1出します。市町村が残り2分の1といひますか、うちのほうではここの水産振興費の11節需用費から16節の原材料まで含めて25万円で今年度見てございますけれども、まず蕨岡と、それから遊佐の子供たちによる放流事業を行いたいというふうにしてございます。これが蕨岡につきましてもヤマメの放流、遊佐につきましてもヒラメの放流ということで、

夏休み中の8月上旬と下旬で予定してございます。この看板でございませうけれども、看板はその都度、例えば放流事業も蕨岡の場合は日向川のほうでヤマメを放流をすると、遊佐のほうは吹浦漁港でヒラメを放流するということでございませうので、その時々といひませうか、日向川で事業をするときには日向川に持っていく、吹浦漁港でやるときは吹浦のほうに持ってくる、あるいはどこかのまちづくりセンターでやるときはそちらに持っていくというふうな移動式の看板を考えてございませう。まだデザイン等はこれから決めませうけれども、そういった形でその都度移動できるような、きょうここで例えばいろいろこういったフォーラムをやっていますとかそういうときに使えるように移動式のものと考えてございませう。

以上です。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 移動式の看板だということわかりました。これは、今の話は説明は町内の話ですよね。これは、山形県の大会ですので、酒田、最上川から鶴岡まで全体的な取り決めとしてはどのような感じでやるのか。そして、式典はどこが予定されそうなのかということが、そういうこともあわせてお聞きしたいと思っております。

委員長（高橋久一君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 準備委員会のほうで決定する事項の一つに開催候補地、これの決定もございませう。

したがいまして、先ほどお話ししましたように県全体での開催であります。豊かな海を構成する森という部分、内水面の湖沼、河川という部分含めてありますけれども、やはり豊かな海づくりですから放流事業もありますので、ぜひ庄内の地域で開催してほしいという意見を述べさせていただきました。そういう中にありまして、ぜひ開催候補地、いわゆる式典と放流事業、こういったメイン事業をやる開催候補地として、私のほうで開催を希望いたしますという要望を県に提出しているのが鶴岡市、酒田市の2つの市でございませう。したがいまして、今後この準備委員会の中ではこの2つの中から地域特性、会場の状況含めていろいろな条件をプレゼンテーションしていただきまして、それらの条件をお聞きしながら、最終候補地を決定をしていきたいということでございませう。それ以外にもいろいろな事業、例えばイベントとか歓迎式典とか、いろいろな作品をつくったりするまたは販売をしたりする、いろいろな事業が先催の例を見ますとあるようございませうので、これらを満遍なくやっぱり庄内地域の中でいろいろな地域特性を生かしながら頑張っていくということを中心にしてながらも県全体として、例えば産物なんかについては時期もありますけれども、サクランボを販売するとか含めて県全体としての盛り上げを図っていききたいというようなことで第1回目の会議は終了したところでございませう。なお、遊佐町につきましても鳥海山を初め、酒田市についても飛島含めて、いろいろこれらについての検討をお願いをしたところでございませう。今夏の鳥海山の伏流水をたっぷりと生かした夏ガキの漁も始まってございませうけれども、陛下に夏ガキを食べていただくのはちょっと勇気も要るところもあるのですが、とにかく地域の特産を生かした形でこれらを大会をしっかりと全国にアピールしていこうではないかという気持ちで第1回目の会議を閉じたところでございませう。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） わかりました。式典会場については、酒田市、鶴岡に譲るしかないであろうと。遊佐町でという主張をしてもしょうがないだろうとは思っていますので、鶴岡よりは酒田のほうに近いからい

いのかなと思いますけれども、どうなるかこれからの会議で進めていってもらいたいと思います。

さて、私たちのきのうの委員会でも遊佐のシンボルタワーにつけられる米~ちゃんの話がよく出ました。そして、米~ちゃんがある委員の言葉をかりれば露出が少ないと。出番が少ないということです、脱ぐということではなくて。米~ちゃん、せっかくシンボルタワーにこれからつくりながら盛り上げていこうというときですので、豊かな海づくり大会です、この式典、そして放流事業、いろんなときに米~ちゃんを出演するような努力というものをしてもらいたいなと思います。特にこの式典には、県のほうもマスコッ トというのはあったかなとは思いますが、県のほうでも出してくるとは思いますが、遊佐町の米~ちゃんも脇役として出していただけるようにしてもらいたいなと思いますけれども、その辺の考えをお聞きします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） いずれにしましても、今ことし準備委員会、来年度から本格的な実行委員会が立ち上がるということですので、開催地及び具体的なやり方です、そういったものをこれから積み上げていくということになることだと思いますので、遊佐町としてのそういったご意見、全て準備委員会あるいは実行委員会のほうに上げていきたいと思っておりますので、そのような形で実現していきたいというふうに思います。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） この豊かな海づくりは、ことし、来年、再来年という、夏から秋にかけてということですので、楽しみにして私たちも町民も期待をしたいと思いますので、町民への周知というものも、それから機運というものも高めていってもらいたいなと思います。色のついた豊かな森・川・海づくりフォーラムのボランティアと表裏になっているのもいただきましたけれども、ぜひ町民の皆さんにこれも広めていきたいなと私も思っておりますので、役場のほうでもそのように町民に周知するようにお願いをします。

以上で私の質問を終わります。

委員長（高橋久一君） これで9番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高橋久一君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（高橋久一君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（高橋久一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正

副委員長は直ちに委員会室にお集まりをお願いします。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後3時11分)

休

憩

委員長(高橋久一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時40分)

委員長(高橋久一君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長(小林栄一君) 報告書案文を朗読。

委員長(高橋久一君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(高橋久一君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後3時41分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成25年6月20日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良 殿

補正予算審査特別委員会委員長 高 橋 久 一